



Title	外国人事件と刑事司法：通訳を受ける権利と司法通訳人に関する一考察
Author(s)	田中, 恵葉
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 12, 1-41
Issue Date	2006-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22350
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_P1-41.pdf



外国人事件と刑事司法

— 通訳を受ける権利と司法通訳人に関する一考察 —

た なか やす は
田 中 恵 葉

目次

第一章	はじめに	3
第二章	現状と問題点	4
	1. 来日外国人の入国数, 検挙人員の推移	4
	2. 国別統計	4
	3. 来日外国人犯罪に対する検察庁における処理件数, 第一審の有罪率	5
	4. 現在の法制度	5
	5. 検挙状況からみた特徴	5
第三章	通訳に関する裁判例	6
	1. 通訳人が必要な範囲	6
	2. 通訳言語と母語の相違に関する問題	8
	3. 起訴状謄本の翻訳文添付の要否	10
	4. 通訳人を介した調書等の証拠能力	13
	5. 通訳人の能力 (客観性・正確性)	20
第四章	逮捕から公判までの刑事手続と通訳人をめぐる問題	23
	1. 逮捕から起訴まで	23
	(1) 逮捕時の令状呈示等	23
	(2) 被疑者の権利等の告知	23
	(3) 起訴状謄本と翻訳文	24
	(4) 弁護士接見	25
	2. 取調べの問題点	26
	(1) 捜査段階の通訳	26
	(2) 通訳の正確性と公平性	27
	(3) 供述調書	28
	3. 公判	29

(1) 通訳を受ける法的根拠と法廷通訳	29
(2) 通訳人の能力・正確性	29
(3) 通訳人の倫理性・中立性	31
4. アメリカ合衆国の司法通訳制度	32
第五章 おわりに	33

第一章 はじめに

日本語に通じない外国人が関与する事件は、およそ100年ほど前の明治時代から既に存在していたが（後掲第三章判例①）、1980年代半ば頃までは、我が国で外国人が関与する事件といえば日本の文化や法制度を熟知している在日朝鮮・韓国人や、在日米軍関係者による事件などがほとんどであった。来日外国人による刑事事件も若干は存在したがそれは微々たるものであり、社会全体に影響を及ぼすようなものではなかった⁽¹⁾。

第二次世界大戦の終了後から高度経済成長期までは、日本へ入国する外国人の数は極めて少なかった。法務省が統計を取り始めた1950年の外国人入国者はわずかに18,046人であったが、戦後の復興や、国際交流の活発化などに伴って来日する外国人が増加するようになり、新東京国際空港が開港した1978年に100万人を突破した。その後も外国人入国者は増加し続け、2005年3月に発表された2004年の外国人入国者は675万6,830人となり、前年比約103万人増で過去最高を記録した⁽²⁾。新規入国者が急増したのは航空輸送機の発達や韓国や台湾における海外渡航の自由化などの要因と、外国との政治、経済、文化面における交流の緊密化による入国の増大が考えられる。

さらに1980年代後半から、日本はいわゆるバブル期に突入し、アジアや中南米諸国から、日本の経済的な豊かさを求めた多くの外国人が流入してくるようになった。日本の労働者は「きつい、きたない、きけん」と言われた「3K」仕事を嫌い、製造業の中小企業を中心とした人材不足は深刻な問題になっていたため、経営者たちはこれらの外国人を密かに雇い入れた。また、豊かな国の富を狙って犯罪そのものを目的とする外国人も組織的に入国するようになった。こうした時代を背景に、80年代後半から90年代にかけて、かつての在日朝鮮・韓国人や在日米軍が関与する外国人事件とは違う、多数の日本人からみればあまり「馴染みのない」国や地域から来た英語以外の言語を母語とする外国人が関与する事件、捜査・公判を通じて

主に通訳人を必要とする来日外国人の事件（要通訳事件）が増えてきた。1987年の警察白書⁽³⁾でも、「国際化の進展に対応する警察活動」というサブタイトルを掲げ、いわゆる「じゃばゆきさん」の増加や外国の有名ブランド商品等を模造した不正商品の氾濫等、10年前と比べ約3倍に増加している来日外国人犯罪に国際的な対応が必要だと述べられており、外国人犯罪の問題が本格的になったことが窺える。更に1990年の警察白書⁽⁴⁾では「外国人労働者の急増と警察の対応」を特集しており、就労目的で多数の人々が難民を装って九州等の海岸に漂着するなど、アジア各国から来日する労働者が急増し、これに伴って悪質な斡旋ブローカーが外国人労働者を食い物にする犯罪の多発、来日外国人による刑法犯の増加など、急激に増加した外国人と日本人との社会的な摩擦の発生といった問題が生じていることを指摘している。

来日外国人の刑事事件が社会の問題として認識されるようになってきたこの時期、後に「チャタ事件」⁽⁵⁾として一部で話題になった事件があった。パキスタン人の被告人チャタは、判決を聞いて初めて自分が重罪で起訴されていることがわかり、判決言い渡し途中で刑の重さに驚き失神してしまい、言い渡しが中断された⁽⁶⁾というのである。この事件について、「外国人事件の審理には不十分・不適切なものがあり、外国人被告人の防御権は、不十分にしか保障されていない」⁽⁷⁾という指摘がなされた。さらに警察官が通訳を行なった取調べについても、「犯行現場に向かう途中、車にガソリンを入れようとペトロールポンプ（ガソリンスタンド）を探すため、あちこち走っていた」と話したことが、「パトロールカーと会い、一度アパート付近まで戻ったり近くまで行って又パトロールカーに会って協道に入る等現場まで到着するまで相当時間がかかっています」と変化したとして、通訳人の予断と語学力の不足による創作文ではないのか⁽⁸⁾という報告もなされた。

チャタ事件の与えた影響は、あまり大きなものではなかったが、1992年のパキスタン人放火事件の浦和地裁判決（後掲第三章判例②）は、外国人

被疑者の取調べの際の供述拒否権の告知や弁護人選任権の告知の方法等外国人被疑者に対する捜査方法に関し多岐にわたり判示し、「外国人被疑者に対する取調べにおいては、近時その必要性が強調されている『捜査の可視化』の要請が特に強く、最小限度、供述調書の読み聞けと署名・指印に関する応答及び取調べの冒頭における権利告知の各状況についてはこれを確実に録音テープに収め、後日の紛争に備えることが不可欠であることを付言する」として、日本語に通じない外国人被疑者に対する捜査のあり方について一石を投じた。

2003年版犯罪白書⁽⁹⁾によると、2002年の通常第一審における有罪人員総数は74,001人で、このうち要通訳事件の有罪人員は8,939人となっており、チャタ事件の頃の1989年の668人と比較すると13.4倍になっている。単純に計算しても、第一審の被告人席に立つおよそ8人に1人は通訳人のついた外国人ということになる。

増え続ける要通訳事件に対応するために、実務では日本語に通じない外国人のために日本の刑事手続を各国語に翻訳したものを用意したり、様々な言語の通訳人を確保するために、捜査機関が語学力を備えた者を警察職員として採用したり、裁判所が民間通訳人⁽¹⁰⁾を募り、研修を行なうなどの対応をするようになった。しかし、捜査機関の通訳人は、チャタ事件の通訳人のように、その語学力や公平性に問題があるのではないかと指摘されたり、民間通訳人は個人によって通訳能力に差があり、中には通訳人として不適切な者もいるという問題が生じている。さらに、民間通訳人は事件毎に選任されるため、その地位は極めて不安定であり、他の通訳業務と比べると報酬も一定していないのであまりなり手がなく、特に少数言語⁽¹²⁾で能力のある通訳人が確保できないという問題が起きている。

日本司法通訳人協会会長の長尾ひろみは、「司法改革とか司法の国際化をいうなら、真っ先に考えなければならないのは、司法通訳の制度化の問題です。最も身近で差し迫った問題にもかかわらず、10年以上放置されてきたのですから」⁽¹³⁾と指

摘するが、司法制度改革審の意見書（2001年）で日本語に通じない外国人の刑事手続について触れた箇所はなく、今現在は司法通訳人の公的な資格も存在していない。日本語に通じる者に対する刑事手続と、通じない者に対する刑事手続との間にあるギャップを埋めるにはどのような方策が必要であろうか。法制度は変わらずに、実務の「対応」だけで外国人被疑者・被告人の権利は保障されているのだろうか。本稿では、要通訳事件において捜査・公判を通じて最も重要な役割を果たす⁽¹⁴⁾とされる司法通訳人を中心に、日本語に通じない外国人のいる刑事手続について考察してみたい。

第二章 現状と問題点

1. 来日外国人の入国数、検挙人員の推移

2004年3月に警察庁が発表した「来日外国人犯罪の現状（2003年中）」によれば、2003年中の来日外国人犯罪（刑法犯及び特別法犯）の検挙人員は40,615件（前年比5,869件増）、20,007人（前年比3,795件増）でいずれも過去最高となった。来日外国人犯罪は1993年からほぼ一貫して増加しており、この11年間に検挙件数は2倍強、検挙人員数は約1.6倍に増加している。しかし、刑法犯に係る捜査検挙人員中来日外国人の占める割合は、この10年ほぼ一貫して2%前後で推移している。来日外国人犯罪の検挙件数の増加は、新規入国者数の増加という我が国の国際化の進展と密接に関連していることと、来日外国人犯罪のみが突出して増加しているわけではないことなどが認められる。

2. 国別統計

2003年中の来日外国人の検挙人員の国籍別内訳は、中国が8,996人（45%）、韓国が1,793人（9.0%）、次いでフィリピン1,333人（6.7%）、ブラジル1,224人（6.1%）となり、これら4カ国で全体の三分の二を占めている。特に中国人が占める割合は1993年には25%であったのが2003年には45%と急増している。これを2003年中の来日外国人犯罪検挙件数についてみると、中国16,708件（41.1%）、トルコ5,496件（13.5%）、ブラジル4,819件（11.9

%)となっており、検挙人員ではわずか170人に過ぎないトルコ人の検挙件数が極めて多いことが分かるが、その大部分はいわゆる自動販売機荒らしであり、一人につき年間平均30件を超える同事件が検挙されている⁽¹⁵⁾。また、罪種別では、窃盗がこの10年で2.5倍と大幅に増加している。

3. 来日外国人犯罪に対する検察庁における処理件数、第一審の有罪率

2002年における検察庁における処理件数は、入管法違反が10,326人で最も多く、次いで窃盗の4,270人、薬物事犯1,309人、傷害753人、文書偽造、有価証券偽造及び支払用カード電磁的記録に関する罪の合計450人、強盗372人と続いており、殺人は37人である。来日外国人の起訴率は69.2%（全終局処理人員の起訴率は61.3%）で、特別法違反は全体（73.5%）より低く68.3%となっている。

来日外国人犯罪に対する裁判所における処理状況について、2002年の通常第一審における被告人に通訳人・翻訳人のついた事件の執行猶予率は84.1%（日本人の場合は59.9%）となっている。これは、被告人通訳事件の6割以上を占める入管法違反被告事件の執行猶予率が96.6%ということによるが、入管法違反事件を除くと63.5%となる。2003年度の犯罪白書によると、2002年の通常第一審における被告人に通訳人・翻訳人のついた外国人事件の終局人員は9,130人（1989年は668人）であり、国籍数も1989年には35カ国であったものが、2001年には77カ国になっている（2002年は73カ国）。数字の上では10人に1人が外国人ということになる。また、通訳言語の総数は35言語に及んでいる。その内訳は中国語が最も多くて3,643人（37.9%）で、これに続いて韓国・朝鮮語の1,195人（13.1%）となっている。次いでタガログ語が712人（7.8%）、スペイン語597人、タイ語560人、ポルトガル語490人、ベルシャ語465人と続いている。上位3言語は、1998年以降、順位に変動がない。

4. 現在の法制度

刑事法上の人権規定は憲法31条以下に規定されており、また、日本も1979年に批准した市民的及

び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」と表記する。）は、その14条3項で、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

（a）その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。…（f）裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」と規定しており、これも国内法としての効力がある。

現行法では、日本語に通じない外国人被疑者・被告人の刑事手続上の取扱いについての規定はほとんどない。わずかに、刑事訴訟法223条1項が、捜査段階で捜査機関は「通訳若しくは翻訳を囑託することができる」とするほか、裁判所法74条が「裁判所では日本語を用いる」と定めていることとの関連で、法175条が「国語に通じない者に陳述させる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」として法廷での通訳人が求められ、また、法177条の「国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる」として翻訳の規定がおかれているにすぎない。しかし、日本語に通じない外国人被疑者・被告人についても、捜査から公判を通して日本語に通じる者と同様に、十分な刑事手続上の権利保障がなされるべきであるのは言うまでもないことである。

5. 検挙状況からみた特徴

検挙状況からみた特徴として、3人以上の共犯傾向が著しいことと全国に拡散するドーナツ化現象の傾向がある。例えば、2003年に発生した事件の検挙件数を1993年と比べてみると、東京では1.1倍であるのに、北海道は4.4倍、東北は5倍、中部では5.4倍、四国で7.3倍になっている。また、警察庁の竹智秀弘によると、国籍ごとに犯行の内容に違いがあり、ピッキングの8割は中国人で、薬物事犯で最も多いのはイラン人、そして自動車窃盗はブラジル人が多いという傾向がある⁽¹⁶⁾。検挙人員の国籍では中国、韓国、フィリピン、ブラジルの順になっている。また、通常第一審における被告人に通訳人・翻訳人のついた外国人事件は、そ

のほとんどが非英語圏の国であるため、我が国で安定的に供給できる英語での通訳が、難しい場合の多いことが予想される。それ以上に、現在一番必要な中国語を中心とするアジアの言語の日本国内における通訳人の数が圧倒的に足りないことが、被疑者・被告人の権利保障の上で問題となる。

第三章 通訳に関する裁判例

この章では、通訳に関する裁判例を評釈等のコメントと合わせて紹介し、これまでに問題となってきた「要通訳事件」について概観したい。裁判例を争点ごとに分類すると、おおよそ1. 通訳人が必要な範囲、2. 通訳言語と母語の相違に関する問題、3. 起訴状謄本の翻訳文添付の要否に関するもの、4. 通訳人を介した調書等の証拠能力、5. 通訳人の能力（客観性・正確性）、に分けられるので、それらを時系列に沿って扱うことにする。

1. 通訳人が必要な範囲

＜判決言渡時に通訳が必要であるとしたもの＞

- ① 大判1906年3月28日（大審院刑事判決記録11輯360頁）。阿片煙輸入事件について、「国語ニ通セサル被告人ト雖モ判決言渡シニハ之ヲ呼出スヘキモノト是レ被告人本人ヲシテ親シク判決ヲシラシムルノ趣旨ニ外ナラサレハ是等ノ被告人ニ對シテハ判決言渡ノ場合ト雖モ通事ヲ附スヘキモノナリトス」として、判決宣告時には通訳人が必要であると判示した。
- ② 大決1930年3月6日（法律新聞3112号）。業務上過失致死事件について、本件の被告人は沖縄本籍の日本人であるが、「完全ニ国語ヲ解セザルモノトシテ通事ヲ立会ハシメ」審理を行った事案で、「公判廷ニ於ケル口頭辯論ニ際シ通事ヲ必要トスル被告人ニ對シテハ其ノ判決言渡ニ際シテモ通事ヲ用ヒ如何ナル判決ノ言渡シアリタルヤヲ克ク了解セシムヘキモノトス」と判示した。
- ③ 朝鮮高等法院判1936年9月17日（法律学説判例全集25巻下刑訴209頁）。植民地下の国語

に通じない被告人に対し、通訳人を介さずに判決を宣告した場合は違法であるが、事実の確定に影響を及ぼさず、判決の宣告を知らなかったために、上訴申立て期間を徒過したとしても、適法な期間内に上訴がなされているので、その違法は影響を及ぼしておらず原判決を破棄するには至らないと判断した。

- ④ 最判1955年2月15日（刑集9巻2号282頁）。朝鮮より日本に移住し、生活苦から屑鉄商を営んでいた被告人に対する赃物故買事件につき、第一審第2、3回公判期日の取調べに際しては通訳人を付していたが、第4回公判期日において判決を宣言する際には通訳人を付さなかった。しかし、適法な控訴の申立てがなされており、控訴裁判所の裁判を受けているのであるから、第一審判決宣告手続の違法は、原判決を破棄するほどの影響がないと判断した。

判例①から判例③はいずれも旧法下のものではあるが、判例①と判例②では判決宣告時には通訳人が必要であると判断された。しかし判例③では適法な期間内に上訴がなされれば、その違法は影響しないと判断し、その判断は後の判例④にも反映されている。たとえ適法な上訴によることができたとしても、日本語に通じない者に対して公判廷全体を通して通訳が付されることは最低限必要なことであると考えられる。時代背景が違ったとしても、判例③や判例④も原判決を破棄すべきではなかったか。この点において疑問が残る。

＜冒頭手続における瑕疵＞

- ⑤ 東京高判1950年12月1日（高裁刑事特報15巻43頁）。煙草専売法違反事件につき、日本語に通じない被告人に対し、第2回公判で通訳人を付さずに起訴状朗読と黙秘権告知を行い、通訳人を付した後に再びこれらの手続を行わなかったという事例で、「これらの手続は通訳人を介して改めて行われるのが望ましいが、本件では通訳人がついた後、被告人が任意に公訴事実を認めたうえ、異議を申し立てることもなく審理が続けられた等の理由から、冒

頭手続における瑕疵は治癒されたものと見られる」と判示した。

- ⑥ 東京高判1954年6月29日（高裁刑事特報40巻170号）。麻薬取締法違反事件につき、審理更新前の審理において被告人に通訳人を付さなかった事案で、「仮に日本語に通じない被告人に通訳人を付さずに審理したことが（刑訴）法175条違反であっても、公訴手続を更新した後に通訳人を付したのであれば、原審判決の基礎となったのは通訳人を付して行った手続のみであるから、そのような違反は判決に影響を及ぼすことが明らかとはいえず、証拠採用された調書が通訳人を付さずに作成されたとしても原判決において事実認定の証拠に採用しておらず、判決に影響を及ぼすことが明らかとはいえない」と判示した。

冒頭手続においても、判例③や判例④と同じように、通訳人を付さなかった瑕疵がその後の被告人が「異議を申し立てることもなく審理が続けられた等」内容を把握することができたので治癒されたと判断している。この点、起訴内容については公判開始前までに起訴状の内容を被告人が把握しうるとしても、権利告知についてはこのような解釈は問題があるという指摘⁽¹⁷⁾がある。

<勾留質問手続>

- ⑦ 札幌地決1991年5月10日（判タ767号280頁）⁽¹⁸⁾。窃盗事件で通常逮捕されたニュージーランド人の被疑者の逮捕・勾留手続において、強制捜査に際して国際人権規約上求められる外国語使用原則が遵守されなかった等の主張に対し、「勾留担当裁判官は…英語の通訳人を介して当該手続を進めるとともに、被疑者に対し、勾留質問に先立って黙秘権を告知し被疑者事実を告げ、また被疑者からの質問に対しては右勾留質問は裁判官が裁判所において実施していることを説明した上で被疑者の弁解を聴き、立会書記官が勾留質問調書の内容を読み聞けし、被疑者に右調書に署名指印させ、勾留質問の手続を終了し」ており「勾留質問の意義や勾留の要件、効果など

について得に具体的な説明をしていなかった」ことに対し「説明をすることは被疑者保護のためにより望ましい措置である」が、法61条、207条からはそのような説明をしなくても直ちに勾留質問手続が違法にはならないと判断した。

<搜索差押手続>

- ⑧ 東京地判1997年3月21日（判タ969号279頁）。イラン人の居室に対し、搜索差押許可状による搜索差押を行なうに際し、捜査官が通訳人を同行せずに行なったことについてその適法性について争われた事案で、「右搜索差押の手続において被告人らに通訳人が介在していなかった事実が認められるが、我が国の法制度上、搜索差押段階で通訳人の介在を要求している規定はない。従って、通訳人が右手続に介在していなかったとしても、これを直ちに違法と評価することはできない」が、「実際に、通訳可能な捜査官が確保されていたり、その他の通訳人の確保が可能かつ容易な場合であるのに、通訳人を用いないことは外国人の権利保護に欠け、適正手続の理念に違反するとの観点から違法と評価される場合もあり得る」と判示した。

入江猛は、「処分を受ける者の使用言語が判明せず、又は判明しても通訳人を確保するいとまがないような場合には、仮に通訳人を介さないまま令状の呈示を行い搜索差押を行っても、法は不可能を要求するものではないから、違法とは言い難いように思われる」⁽¹⁹⁾とコメントしている。

現行法上、日本語に通じない外国人に対して、勾留質問手続を説明する義務も、搜索差押手続で通訳人を要求する規定もない。搜索差押手続は入江が述べるように、使用言語が判明せず緊急性が高いという例外的な場合には止むを得ず通訳人を付さずに行っても違法とまでは言えない場面もあり得るだろうが、勾留質問手続に関しては、逮捕後時間もあり、裁判所が行なうものであるから、被疑者の理解できる言語で説明を尽くすべきであろう⁽²⁰⁾。

<通訳を付けるか否かの判断基準>

⑨ 大阪高決1952年1月22日（高刑集5巻3号301頁）。騒擾等の審理において、日本語の理解能力に差があった15名の被告人に対して、裁判長が日本語に通ずるものには通訳を付さずに日本語で陳述するように命じた。これに対し「朝鮮語は訴訟におけるわれわれの武器であるから、朝鮮語を使用したい」などと述べ、「朝鮮人に朝鮮語の使用を許さず、日本語の陳述を命ずることは、不当に防御権の行使を制限し人権じゅうりんである。被告人の意思を無視して一方的に審理を進める態度等を併せて考えて不公平な裁判をする恐れがあるので、裁判長を忌避する」と申し立てた事案で、大阪高裁は「日本の裁判所においては、たとえ外国人であっても日本語に通ずる場合には日本語を用いさせ用語の自由な選択を許さない」「陳述者をして日本語を用いさせるか、外国語を用いさせて通訳を介するかを決定することは、裁判所の訴訟指揮権の範囲に属する」と判示した。

この判決は、外国人に対して通訳を付するかどうかの判断は訴訟指揮権の範囲に属すると判断したものである。日本語をどの程度理解できるのかを判断する基準は、被告人の在日歴や日本での生活環境などの個別の事情により勘案されるものと思われる。本件の場合、日本語を理解できるのに敢えて外国語を使用することを望んだという事例であるが、被告人がどの程度日本語に通じているのか曖昧な場合には、通訳を付すような運用が望ましいであろう。

2. 通訳言語と母語の相違に関する問題

被告人の母語と通訳される言語が異なる場合に「違法な措置」となるのが問題となる。

<タイ語が母語の被告人に対する英語の通訳>

⑩ 東京高判1955年12月26日（下刑集2巻11・12合併号1369頁）。麻薬取締法違反事件で、タイ人の被告人に対し英語の通訳で審理を行ったが、被告人は英語の理解力に乏しく、その英語による通訳を十分に理解することができな

かったばかりでなく、自分も母国であるタイ語によらないで英語で供述したので、意を尽くさなかったという主張に対し「タイ国語に通ずる通訳人を得ることが極めて困難な現状においては、そのタイ国人が英語を理解しかつ話すことができる場合には、英語による通訳によることもやむを得ないところであり、これをもって違法な措置であるということとはできない」と判示した。

<ペルシャ語が母語の被告人に対する英語の通訳>

⑪ 東京高判1992年4月8日（判時1434号140頁）。被告人の母語がペルシャ語であるのに、司法警察員の取調べ及び供述調書の作成はすべて英語の通訳人を介して行われたから国際人権法上無効であり、被告人の員面調書には証拠能力がないと主張した事案で、「捜査官と被疑者との間に言語の疎通がなくては取調べ自体が成り立たないから、特段の規定を俟つまでもなく、通訳を利用することは当然の事理であるが、これを被疑者の母国語に限定すべきいわれは全くないのであって、要は捜査官と被疑者との意思の疎通が図られれば足りるのである。これを本件についてみるに、被告人は通訳人を介し『その理解する言語』である英語による取調べを受け、任意にこれに応じて供述しているのであって、右取調べはもとより適法であり、これによって作成された供述調書の証拠能力を否定すべきいわれはない。ちなみに、被告人の司法警察員に対する各供述調書の内容は極めて詳細かつ具体的であり、しかも、ペルシャ語の通訳を介して録取された検察官に対する供述調書の内容とも符合していることに照らせば、被告人の英語に対する理解力はペルシャ語に対するそれとさして遜色なかったことが窺われる」と判示した。

<パンジャブ語が母語の被告人に対しウルドゥー語の通訳>

⑫ 東京高判1992年7月20日（判時1434号140

頁)。パキスタン国籍の被告人らに対して、被告人らのうち2名についてはパキスタンのパンジャブ語圏の出身であるのに、取調べがウルドゥー語を介して行われた。被告人らはウルドゥー語の理解力は十分ではなく、通訳人の話すウルドゥー語の3分の1しか理解できなかったし、この通訳人はインド人で、異国語であるヒンディー語を交えて通訳したというのであるから、原判決は憲法31条の保障する「言語的デュープロセス」に違反する訴訟手続の法令違反があるという主張に対して「地方都市における少数言語の通訳人の確保には多くの困難を伴うのであって、この現実的な側面を無視するわけにはいかないことは当然であり、本件についても、捜査及び第一審の段階でウルドゥー語による通訳が行われ、被告人らの出身州であるパンジャブ語による通訳が行われなかったからといって、被告人らがウルドゥー語を理解し得る限り、この措置を違法不当視することが相当でないことはいうまでもない」と判示した。

<イロカノ語が母語の被告人に対するタガログ語及び英語の通訳>

⑬ 東京高判1994年11月1日(判時1546号139頁)。殺人事件につき、フィリピン国籍の被告人はイロカノ語しか理解できないのに、取調べがタガログ語及び英語で行なわれ、原審もタガログ語で行われたので、憲法上、被告人に保障された反対尋問権、弁護を受ける権利、公平な裁判を受ける権利を侵害しているという主張について、「一般に、捜査及び公判については、被疑者や被告人が十分に理解できる言語についての適切な通訳人が得られる限り、その言語による通訳人を介した取調べ及び公判審理を行うことが望ましいが、そのような通訳人を得ることが困難な場合等には、被疑者や被告人が理解でき、意思の疎通ができる他の言語により取調べ及び公判審理を行うことも許される」が、その言語の使用によって「取調べや審理に誤りが生ずるようなこ

とがあってはならず、また被疑者、被告人に対する権利の保障が不十分になる結果を招くようなものであってはならないことはいうまでもない」と述べ、さらに被告人らのタガログ語が通訳人に理解できるものであったこと、通訳人が被告人らの話すタガログ語の供述を格別の苦労もなく通訳している状況などから「通訳された質問内容を理解した上で答えていることを認めることができる」と判示した。

この判決について田中康代は、通訳という作業について、本来的に変容を受けやすく、誤訳の危険を孕んだものということ認めているのは評価できるとしながらも、問題点として、被告人がタガログ語に通じているか否かの判断資料として原審書記録にみられる被告人と法曹の間の質疑応答を検討しているのみだという点を指摘し、正確性確保のためには時間がかかるとしても公判廷での録音テープによる検証が必要であった⁽²¹⁾と述べている。

判例⑩から判例⑬はいずれも、被告人が母語でない通訳でも理解できているので違法ではないと判断している。その理由として、当該外国人の母語に通ずる通訳人を確保することの困難さ(「タイ国語に通ずる通訳人を得ることが極めて困難な現状においては、そのタイ国人が英語を理解しかつ話すことができる場合には、英語による通訳によることもやむを得ない」とする判例⑩、「地方都市における少数言語の通訳人の確保には多くの困難を伴うのであって、この現実的な側面を無視するわけにはいかないことは当然」とする判例⑫)を指摘し、母語でなくとも被疑者や被告人が理解でき、意思の疎通が図れば良い(判例⑪、判例⑬)としている。都市部においてさえも、急に少数言語の通訳人を確保するのは困難な場合があることを考えれば、地方都市では入門レベルの話者ですら、言語によっては確保できないような場合もあろう。このような現実を踏まえて、中川清明は判例⑪と判例⑫について「いずれも、通訳の意義を正しく理解し、通訳人確保の現実的困難に配慮した判示であり、正当な判断である」⁽²²⁾と評価

しているが、現在はIT社会でもある。インターネットを使ったテレビ会議システムなどを利用すれば、遠隔地にいる通訳人に画面を通じた通訳を実施することも可能になる。現に緊急逮捕時に通訳人を確保できなくて、電話で権利告知したことが認められた例（後掲判例⑭）もある。全国の警察組織が協力して各警察署で保有する通訳人名簿を（通訳人の合意がある場合に）共有すれば、被疑者の使用言語が少数言語であって、その地方には話者がいない場合でも、他の地方で確保できる場合があるであろう。その通訳人に最寄りの警察署まで来てもらい、画面を通して通訳をしてもらえば、少なくとも被疑者の母語以外の外国語で行なう曖昧な取調べよりも、被疑者の権利保障に資するのではないだろうか。

3. 起訴状謄本の翻訳文添付の要否

法271条1項が、裁判所に被告人に対する起訴状謄本の送達を義務付けた趣旨は、被告人に公訴が提起されたこと及び公訴事実、罪名罰条を知らせて、予め防御の機会を与えるためであるとされる（最大判1957年6月12日刑集11巻6号1649頁、後掲判例⑮、判例⑯）。そうすると、被告人が日本語を理解できない場合には、単に起訴状を送達するだけではその趣旨を充たすことはできず、それを全うさせるためには、起訴状の翻訳文を添付することを要するのではないかということが問題となる。

＜タイ人に対する日本語の起訴状謄本送達＞

⑭ 東京地決1990年9月28日（判時1362号61頁）。タイ人で、勾留中でもある被拘束者に対する売春防止法違反被告事件の公訴提起に対し、翻訳文の添付された起訴状謄本が検察官によって裁判所に提出されず、また、その起訴状謄本送達に際し、翻訳文が添付されなかったことから、被拘束者の国選弁護人が請求者となり、被拘束者の勾留に重大な違法があることを理由として、人身保護法に基づいて被拘束者の釈放等を求めた事例で、「刑事訴訟法又は刑事訴訟規則上、検察官が翻訳文の添付された起訴状謄本を裁判所に提出しなけ

ればならないこと、又は裁判所が翻訳文の付された起訴状謄本を被告人に送達しなければならないことを定めた規定は存在せず、現行法上、検察官が起訴状の謄本に翻訳文を添付して公訴を提起し、又は、裁判所が翻訳文の付いた起訴状謄本を被告人に送達することまでは求められていないと解すべきである。従って、本件公訴提起及び起訴状謄本の送達は何らの違法ではない。…また、本件準備調査の結果によれば、警察官の面前における被疑事実の告知と弁解録取、検察官の面前における被疑事実の告知と供述録取及び勾留質問手続の各機会において、タイ語を解する日本人の通訳を介して、本件逮捕及び勾留の基礎となった被疑者事実の告知、確認が行われており、被拘束者の国選弁護人たる請求者においても東京地方裁判所が指定した日本語を解するタイ人の通訳人を同行して2回にわたり被拘束者と面会し、起訴状の内容について事情を聴取していることが認められるのであって、本件身柄拘束及び公訴提起の根拠となった事実について被拘束者は自国語により告知の機会を与えられていたものと評価できるのであるから、実質的にみても、本件公訴又は起訴状謄本の送達が憲法及び刑事訴訟法の規定する適正手続の保障に反し、被告人の防御権を不当に侵害しているということとはできない。従って、本件被拘束者の拘束に手続の違反があるとはいえない」と判示した。

＜フィリピン人に対する日本語の起訴状謄本送達＞

⑮ 京都地判1990年10月9日（判時1362号160頁）。フィリピン人の被告人に対する覚せい剤取締法違反等の事件で、被告人に対する起訴状謄本の送達の際に、日本語による起訴状謄本のみが送達されたことから、弁護人は、被告人の防御権を侵害するものであって、法271条1項に違反し、さらに憲法31条にも違反するもので、本件公訴提起は違法であるとして、公訴棄却の決定を求めた事案で「日本語を解

しない外国人である被告人に対し起訴状謄本を送達するに当たり当該外国人が通じる外国語による起訴状の訳文の添付を明示に必要とした規定は見当たらず、このような被告人に「起訴状謄本送達に当たりその訳文を添付しなかったからといって、有効な起訴状謄本の送達がなかったものとは解され」ないとして、本件では逮捕・取調べ・勾留質問の際に通訳人が付されており、自己の被疑者事実を認識しており起訴されればその同じ事実によるということをはばり知していたと推認した上で「被告人の取調べの経過・状況・右取調事実と起訴にかかる公訴事実との関連性について被告人の認識ないし了知の程度等、公訴の提起に伴い刑事訴訟法通常必要とされる防御のための準備の機会を実質的に付与されていたと認められ、本件公訴提起は違法ではない」と判示した。

安富潔は本件について「規定がないから」と形式的に解することで足りるとしたのではその目的に反するおそれがあるとして、被告人の防御権を害していないかを実質的に検討する必要がある、「こうした問題に対応するための立法的解決が検討されることが望ましい」⁽²³⁾と述べている。

＜イラン人に対する日本語の起訴状謄本送達＞

①⑥ 東京高判1990年11月29日（高刑集43巻3号202頁）。イラン人の被告人2名に対する窃盗等被告事件であるが、両名に送達された起訴状謄本及びうち1名に送達された追起訴状謄本はいずれも日本語で記載されたもので、被告人の理解できる言語で記載されたものではなかった。弁護人は、憲法31条に定める適正手続の保障に照らし、法271条1項は、被告人の理解できる言語で記載された起訴状謄本を送達すべきことを規定したものと解されるから、本件では、起訴状謄本の送達がなかったことに帰し、既に起訴より2箇月が経過しているので、同条2項により、本件各公訴提起はさかのぼってその効力を失ったとして、公訴棄却の決定を求めた事案について「裁判所

法74条が裁判所の用語を日本語と定めていることに照らし、当該謄本が日本語で記載されたものであることを当然の前提としてその送達が定められたのであり、したがって…右規定の文言に即してみる限り、起訴状の謄本の送達が公訴の提起のあった日から二箇月以内に適法に行われたということが出来る。」刑法の規定は、「被告人に公訴が提起されたこと及び公訴事実を知らせ、予め防御の機会を与えるためのものであり…そのような観点から起訴状の謄本の送達について考えると被告人が日本語を理解できない者である場合、日本語で記載された起訴状の謄本が送達されたときは、それだけでは直ちにその内容を理解することができないのであるから、右のような（刑訴）法271条の趣旨を生かすという意味で、起訴状の謄本の送達に伴い被告人に起訴されたことを了知させる措置がとられたり、更には起訴状の謄本に被告人の理解できる言語で訳文が添付されていたり、あるいは謄本の送達後間もない時期に通訳人を介し起訴状の内容を知らせる機会が与えられたりすることが望ましいことはいうまでもない」が、「憲法31条の趣旨に照らし、こうした訳文の添付等が直ちに同条の要請するところとは考えられず、公判手続全体を通じて、被告人が自己に対する訴追事実を明確に告げられ、これに対する防御の機会を与えられていると認められるならば、適正手続にいう『告知と聴聞』の機会は十分に与えられているということができ、ひいては手続全体として憲法31条には違反していないと考えられることができる本件では被告人両名は送達の実事と内容を通訳人を介して告げられており、捜査段階及び弁護人との接見にも通訳人を付されており、公判審理も正常かつ適正に行われているので、憲法の要請を満たしており、起訴状送達につき違法はなく、公訴提起は有効であった」と判示した。

＜タイ人に対する日本語の起訴状謄本送達＞

⑰ 東京高判1991年9月18日(判タ777号260頁)。大麻取締法違反違反事件について、タイ人の被告人に対して、その理解する言語の翻訳文を付さずに起訴状謄本を送達することは法271条、憲法31条、自由権規約14条3項に違反し、無効であり、公訴は失効したという主張について「被告人が日本語に通じない者である場合であっても、翻訳文の添付は刑訴法上要請されてはいない。それ故、裁判所が、送達に関する法令の定めるところに従い、起訴状謄本を被告人に到達させる措置をとり、被告人がこれを受領すれば、起訴状謄本の送達は刑訴法上有効と解すべきである」とし、「被告人に対する防御権の保障は、起訴状謄本の送達に止まらず、手続の各段階において重層的に設けられているのであり」、被告人に対する防御権の保障が自由権規約等の要請を充たすものか否かについては「制度及び手続の運用全体を通じて総合的に考察すべきである。たとえば、起訴状謄本送達のひとつの重要な機能である公訴提起がなされたことの告知は、検察官が司法警察員を介して逸早くその事実を告知する運用や、弁護人選任照会手続などによって事実上補われているし、捜査段階における被疑事実の告知、弁解録取及び取調べが通訳人を介して行われ、自己がどのような容疑で捜査の対象とされているのかは被疑者のつとに承知するところであり、更に、捜査・公判段階を通じて弁護人選任権及び弁護人との接見交通権が保障されていることにより、弁護人との連絡、打合せを通じ、公訴事実を知る機会も十分に与えられている。そして、公判段階における総ての審理手続及び裁判が通訳人の立会の下に行われていることは、確立した慣行となっているのである。このような制度及び運用の実情に照らしてみれば、起訴状謄本に翻訳文を添付しない現行の取扱いの下においても、被告人の防御権の保障に欠けるところはないものというべきである」とした。さらに、自由権規約14条3項の

「速やかに」については、「時間的即時性の比較的緩やかな訓示的表現」であるので、「遅くとも『その刑事上の罪の決定』をする場である公訴手続の冒頭において起訴状朗読がなされ、これが被告人の理解する言語で通訳されることにより、最低限その要請は充たされるものと解すべきであり、同号が、起訴状謄本の送達に際し翻訳文を添付することまで要請しているものとは解されない」と判示した。

起訴状謄本の翻訳文添付の要否に関して田中康代は、「起訴状謄本送達時に視点を限定せずに公判までに警察及び検察での取調べ・弁護人との接見等から被告人が自己がいかなる事実について審理に付されているのかを理解すれば翻訳書面を添付せずとも刑訴法及び憲法に違反しないというのが我が国の判例といえよう」⁽²⁴⁾と総括している。また、矢村宏は、起訴状謄本の送達が通訳及び翻訳と違い規定がないことについて、刑訴法の趣旨として、起訴状謄本の送達の際には日本語の起訴状謄本だけを送達すれば足り、その翻訳文の添付をする必要はないからであると述べている⁽²⁵⁾。

ところで、適正手続の保障との関係について、被告人には、憲法31条が保障する適正手続における「告知と聴聞」の機会が与えられなければならない。そして、被告人に起訴状謄本の送達が必要とされた趣旨は、被告人に公訴が提起されたこと及び公訴事実を知らせて、あらかじめ防御の準備の機会を与えるためであるとされる。したがって、日本語で記載された起訴状謄本を送達しても、それを理解することができない被告人に対しては、適正手続を履践したことにはならないのではないかという疑問が生じる。この点、判例⑭は、具体的事案における証拠によって認められる手続全体についての事実関係が被告人に対して公訴事実を知る機会が十分与えられているなどと認定した上で、憲法31条に違反するものではないと判示している。

これに対して、起訴状謄本の送達は、被告人にとって最初に与えられた最善・最大の攻撃対象にほかならないとの前提の下に、その内容を理解で

きないまま手続を進めるのは、その最も重要な防御の準備の機会を奪うもので違法であるとの見解⁽²⁶⁾がある。この見解では「法が公訴を提起された被告人に遅滞なく起訴状謄本を送達すべきことを定めている」のは、公訴事実につき「まさに『起訴状謄本送達の時期に視点を固定』して、被告人の防御の準備のために保障されるべき憲法上の『告知と聴聞』の権利が、『一般的・抽象的に』付与されていないからに他ならないし、『公判手続全体を通じて』与えられればよい、あるいは、『起訴されれば、自己が勾留され取調べられた被疑事実と同じ事実による者であることも、ほぼこれを了知していたと推認される』からよい、などというべきものでは決してない⁽²⁷⁾と述べる。

公判手続における現在の実務では、通訳人が起訴状朗読、検察官の冒頭陳述、証拠調べの内容、判決言渡しなどの法廷におけるほとんどすべてのやりとりを通訳している。また、捜査段階でも、被疑事実の告知、弁解録取及び取調べなどが通訳を介して行なわれ、弁護人との接見交通権が保障されている。矢村宏は、「このような実情を前提にする限り、起訴状謄本の送達時にその翻訳文の添付がないという一事をとらえて、被告人の防御権の行使が制度上保障されていないとは、決していえないのではなかろうか⁽²⁸⁾」と主張する。起訴状の内容の説明や罪名の通知について、中山隆夫は、被告人の防御権の行使の十全性を図るのは、第一次的に弁護人に期待される役割であるが、「外国人被告人の置かれた特殊な立場を考えた場合、裁判所としても、弁護人のこのような活動を補完するために、後見的な役割を果たすべきものであろう⁽²⁹⁾」とし、そのような観点から起訴状謄本送達の際の説明文及び罪名通知書の添付や、勾留質問手続の際の説明文の提示を行っている⁽³⁰⁾と述べている。また馬場義宣も、弁護人が通訳人を介して、被告人に起訴状の内容を理解させ、公判の準備を行なうのが妥当であろう⁽³⁰⁾として、起訴状の内容を説明することは弁護人に期待される役割であり、現実的であるとする。一方で、国際人権法の基準では、条約上も告知の義務は国家当局が

負うものであるから、弁護人にその義務を肩代わりさせるような解釈は慎むべき⁽³¹⁾と主張する見解もある。弁護人には、自己の担当する外国人被疑者・被告人が起訴状謄本の内容を理解していないと認識した場合には、これを説明して理解させる必要があると思われる。しかし、法の不備を差し置いて、それが期待される役割であるとするのは筋違いなのではないだろうか。

4. 通訳人を介した調書等の証拠能力

通訳人を介して作成された調書等について、被告人が理解しうる言語での記載や、訳文の添付は必要であろうか。また、捜査官が通訳を行なうことはどうか。

⑱ 最決1952年10月29日（刑集11巻10号2780頁）。在日アメリカ軍人の強盗致傷事件で、原審で検察官への供述調書の原文（日本語）の訳文たる英文の書面のみ被告人の署名があり、通訳人による両者が同一内容である旨の担保・署名がある以上は一体であるとして証拠採用されたことにつき、憲法、刑事訴訟法に反するとして上告がなされた事案で、「外国人たる被告人が検察官に対して英語で供述したことを通訳人が日本語に通訳し、これを検察官が録取した書面に被告人の署名がなくとも、これを英訳した調書に被告人の署名があり、右和英両文調書双方に通訳人が通訳及び翻訳に相違がないことを担保して署名しているときは、右両調書を一括して被告人の検察官に対する供述調書として、証拠能力を認めることができる」と判示した。

⑲ 東京高判1976年11月24日（高刑集29巻4号639頁）。窃盗及び現住建造物放火事件で原審が採用した供述調書の証拠能力に関して、いずれも翻訳がなされておらず、その内容の正確性、通訳の正確性が担保されていないので、証拠能力がないと主張した事案で、「日本語の供述調書を作成するに当たり、同時に被疑者の理解できる言語に翻訳された供述調書の訳文をも作成し、これを被疑者に読ませるなどして理解させたうえ、署名押印を求めてお

けば、被疑者の供述内容の記載の正確性と取調べないし供述調書作成の正確性が客観的に担保されることになり、したがって、実務上このような取調べないし取扱いがなされれば、これが望ましい」としつつ、日本語を解しない被疑者から通訳人の口頭通訳によって得た供述を日本語で記載して作成した供述調書は、その内容を被疑者の理解できる言語に翻訳した文書を同時に作成し、かつ、これに被疑者の確認の署名又は押印を得ておかない限り、法322条1項所定の被疑者の署名押印のある供述調書として証拠能力を認めることができないかという点について、通訳人による被疑者供述の日本語への翻訳→日本語で記載された供述調書の内容を被疑者に通訳させてこれを理解させる→日本語の記載が被疑者の供述に符合していることを確認させて日本文調書に署名等を求める、という方式には、供述と記載の間に二重の齟齬が生じる可能性がある。しかもその発生原因となると思われる当該通訳人の通訳人としての一般的能力や通訳時における通訳の正確性あるいは通訳人としての公平性などを供述調書と翻訳文のそれぞれの記載自体を対比するという方法によって事後的に吟味することができないという問題があるが、「通訳が多分に機械的、技術的な性質のものであることを考えると、これら通訳人の能力や通訳時の正確性さらには公平性などは、当該通訳人や取調官などを証人として尋問し、あるいは被疑者に対する本人質問を行うなどの方法によって事後的に吟味・確認することができるものであるから、翻訳文を欠くからといって、ただちに通訳の正確性などは事後の確認が不可能であるとして被疑者調書としての証拠能力自体を否定し去るのは相当ではなく、翻訳文を欠く日本語の供述調書であっても、事後の吟味、検討によってその作成時の通訳の正確性等に疑問がないことが確認できた場合には、所定の要件を備えている限りこれに（刑訴）法322条1項に定める調

書としての証拠能力を認めることができるといふべきである」と判示した。

- ⑳ 大阪地判1983年1月28日（判時1089号159頁）。韓国在住のアメリカ人の被告人が、観光等の目的で日本に旅行した際に知人から依頼されて覚せい剤を密輸入しようとした覚せい剤取締法違反、関税法違反事件で、警察官が韓国語で通訳をして作成された供述調書について、被告人が理解しうる言語で記載されておらず、あるいは訳文が添付されていないこと、警察官自らも被告人の取調べにあたっていた者であるから、通訳の公正さが保たれないことを理由として、供述調書の証拠能力がないと主張した事案で、「日本語を理解できない外国人の供述調書を作成するに当たっては、供述者の理解しうる言語による訳文を添付し、これを供述者に読ませる等して理解させたうえ署名押印させておけば、記載内容ないし通訳の正確性が客観的に担保されることになり、また、事後におけるその点の審査、検討に資することにもなって、望ましいことは言うまでもない。しかしながら、当該供述調書の記載自体から通訳の正確性を確認し得ないということのみをもって直ちにその調書が証拠能力を有しないと断ずることは相当ではない。すなわち、通訳の正確性等については、当該通訳人や取調官を証人として尋問し、或いは被告人に対する尋問を行う等の方法によってもこれを確認することが可能なのであるから、これらの方法によって通訳の正確性等に疑いのないことが確認できた場合には、他の要件を満たす限り証拠能力を認めることができるというものといふべきである。弁護人は、通訳の正確性を当の通訳人本人の証言によって判断することの不合理を指摘するが、公判廷において宣誓させたうえでの供述であり、反対尋問による吟味も経ていること、並びに、（刑訴）法321条3項及び4項が、検証調書につき、その供述者が証人として真正に作成されたものであることを供述したときに

証拠能力を付与している趣旨に徴すると、右の点に関する通訳人本人の証言の証拠価値を一般的に否定し去ることは妥当ではない…本件各供述調書は証拠能力を欠く旨主張するけれども、捜査官自らが通訳を担当することは通訳の公正の観点から好ましいこととはいえず、供述調書の証拠能力を判断するにあたって、考慮すべき事情のひとつと考えられるが、右の一事のみをもって直ちに当該通訳人が関与して作成された供述調書の証拠能力を否定するのは相当でない」とした。

判示後半部分について中川清明は、大阪高判1991年7月30日（公刊物未登載）を引用し「捜査官が被疑者の通訳を兼ねるということは、とりもなおさず、捜査官が被疑者の使用言語で取り調べる一面を有し、取調べの充実や捜査の効率化などの観点からむしろ有用であるともみられ、直ちに不当、違法ということとはできない」ものの「その反面、通訳の公正さを害するとの批判を免れることができない」として「無用な争いを避ける意味で、事案によっては慎重な考慮を要する場合もあるう」⁽³²⁾と述べている。

② 大阪高判1983年10月25日（前掲判例②の控訴審。判例集未登載⁽³¹⁾）。弁護人は、①供述者が調書の記載内容を正確に理解する必要上、その供述者の理解できる言語で書かれるか、あるいはその言語による訳文が添付されていなければならない、②通訳人が警察官であり、自ら取調べに当たっているから、通訳の公正さが保たれないと主張し、供述調書について証拠能力を争った。大阪高判は、①について「外国人の場合でも、（刑訴）法198条4項に照らして『読み聞かせ』と『閲覧』のいずれか一方を行えば足り、読み聞かせが通訳によりその意味も説明した上で行われておれば、訳文の添付がないという一事をもって供述調書の証拠能力がないといえない」とし、②については「警察官である通訳人が取調べの際には、犯行事実に関し取調官から相談された内容について被告人に対し質問したが、それ

以外は独自に質問したことはなく、独自に質問したのは右取調官が当然質問すると考えられる内容、例えば住所等についてのみであることが認められ、通訳人の右の程度の取調べに対する関与をもって通訳の公正を欠くことになるとは到底言えない」と判示した。

② 大阪高判1989年11月10日（判タ729号249頁）。売春防止法違反被告事件につき、国外強制退去となった売春婦であるタイ人女性12名の検察官に対する各供述調書を法321条1項2号前段の書面として採用し、証拠として挙示した第一審判決に対し、検察官取調べの際の通訳は、本件の重要な争点である「性交」と「性交以外の方法によるサービス」とを区別して通訳しておらず、また他の通訳は本件捜査に従事していた警察官であるうえ、タイ語ではなく英語で通訳しているものであって、本件通訳が適正、的確に行なわれなかった疑いがあるとして信用性が争われた。これに対し、他のタイ人女性に対する場合に通訳人が両者を区別して通訳していることが認められるとして、その主張を退けたが、「通訳人がタイ語ができなかったため、英語で通訳しているところ、調書には英語で通訳した旨の記載がないばかりか、そのタイ人女性がどの程度英語を話せるかの記載もない等の理由で、結局、前示供述調書の信用性に疑問がある」と判示した。

捜査通訳の法的性質について萩原昌三郎は、捜査通訳を一種の鑑定と捉える説（鑑定説）と捜査通訳は、鑑定と比較して付随的、補助的、機械的であるから、鑑定とは違うと考える説（非鑑定説）に分けられるとした上で「捜査通訳は、取調べに付随的であり、補助的であって、法175条以下の通訳等に関する規定が適用されず、宣誓手続も不要である」ので、法廷通訳の場合と異なり、一種の鑑定であると位置付ける根拠はないとして非鑑定説であるとしている⁽³⁴⁾。そして、本判決については「読み聞けの録音本体が保存されていてその検認ができるならば、指摘された部分を検討し、誤

訳であれば、それを訂正すれば、和文調書の証拠能力はもちろん、信用性を否定するまでもなかったと思われる」⁽³⁵⁾と述べている。

- ㊸ 浦和地判1990年10月12日（判時1376号24頁）。現住建造物等放火他の事案につき、日本語を解さず、知的レベル・教育レベルともにさして高くないパキスタン人の被告人の取調べ方法に問題点が多々あるとして争われた事例である。現住建造物放火につき無罪を言い渡すに際し「法律的素養がまったくないか、きわめて乏しい通訳人によってなされた黙秘権の告知が、被告人に理解しうるような適切な方法で行われたとは到底考えられない。このように法律的素養に乏しい民間人を通訳人として使用せざるを得ない捜査官としては、まずもって通訳人自身に対し、黙秘権とか弁護士選任権など、憲法及び刑事訴訟法で保障された被疑者の基本的な諸権利の意味を説明し、少なくとも一応の理解を得た上で通訳にあたらせるのでなければ、かかる通訳人に、右各権利の告知を適切に行わせることは到底不可能であり、弁護士選権の告知の方法にも同様の問題があったといわなければならない。」「我が国の刑事手続について何らの知識のない外国人被疑者に対しては、…弁護人がついていない場合には、我が国の刑事手続の流れの概略…を説明して、不必要な不安を除去すると同時に、作成された供述調書に署名・指印を求める際には、それが将来の公判において被告人に不利益な証拠として使用されるものであることを告知する等の配慮も必要である」として捜査官・検察官の取調べにあたっての態度を批判した。さらに「外国人被疑者に対する取調べにおいては、近時その必要性が強調されている『捜査の可視化』の要請が特に強く、最小限度、供述調書の読み聞けと署名・指印に関する応答及び取調べの冒頭における権利告知の各状況についてはこれを確実に録音テープに収め、後日の紛争に備えることが不可欠であることを付言する」

とした。

本件のように、民間通訳人に通訳を依頼する場合には、まず、通訳人に対して刑事手続の基本的事項の説明を行い、理解してもらってから通訳を行なうことが必要である。しかし、少数言語の通訳人を確保する負担や、時間の制約もある中で、取調べの遅延による証拠の散逸や共犯の逃亡を防止するという捜査上の要請など無視できない側面もあり、通訳人に供述拒否権や弁護士選任権の意義について説明をしなければ告知は適切に行われたとはいえないとするのは、酷に失するし、外国人であるが故の不利益は、領事館通報制度（領事関係に関するウィーン条約36条）で保護されるので、捜査官に外国人に対する権利や具体的な手続等を理解させることを過度に要求することは妥当ではない⁽³⁶⁾とする見解もある。確かに、少数言語の通訳人は確保するだけでも大きな負担があろう。しかし、供述拒否権や弁護士選任権の意義すら説明できないような通訳人では、捜査に必要とされる通訳人としては失格ではないだろうか。取調べを担当する捜査官が口頭でその説明を行えば、それを通訳して被疑者に伝えるのに5分もかからないであろう。

- ㊹ 秋田地判1991年5月1日（外国人犯罪裁判例集9頁）。既に海外に出国した被害者（台湾出身）と目撃者の供述調書につき、通訳の正確性を争った事例である。通訳人は台湾出身の留学生であり、日本語での日常会話ができるほどの能力を持ち、日本語で録取した調書を一文毎に通訳し、真偽を確認したのち署名指印させている。また、目撃者については、質問が正確に伝達されていないと思われる場合には正確に伝達されるまで表現を変えるなどして質問を繰り返し、質問の趣旨に対応する供述が得られた時点で供述書面を作成し、その完成後、一文毎に内容を理解させた上で通訳をさせ署名指印させて録取したと認められるとして、証拠能力を認めた。

- ㊺ 東京地判1991年9月30日（判時1401号31頁）。外国人の被疑者の自白について、内容が

具体性に乏しい上、これを裏付けるに足りる証拠がなく、供述経過、取調べ状況等に照らすと、その信用性を肯定することができずとした。

- ②⑥ 東京高判1992年7月20日（判時1434号140頁、前掲判例⑫）。被告人の一人に対して行なった捜査官による英語の通訳が、不適切であると主張されたにつき「通訳人は…、国際犯罪捜査係として、外国人犯罪を主に取り扱い…、英語の通訳人としての適格性に別段欠けるところはないと認められるし、警察官の身分を有するとはいえ、本件通訳に当たっては、通訳人として誠実かつ正確に通訳したことが明らかであるから、公正さという点においてもなんら疑問を抱かせるものではないというべきである。また、内容的な面においても、被告人Aは、原審及び当審において、同通訳人の英語は拙劣で、同通訳人の話す英語は10%程度しか理解できなかった。自分の分かったところだけを通訳し…調書を全部訳して聞かせてくれたのではなく、ところどころ抜かしていたのではないかと思う旨供述するが…被告人は…ある程度日本語を理解し、検察官との取調べにおいても、検察官の話す日本語と通訳人の英語を合わせて聞いて判断し、分からないところは質問するなどして、取調官とのコミュニケーションを重ねつつ、事件について詳細に供述していた状況が窺われ、それをまとめた調書を検察官が読み聞かせ、通訳人において逐語的に通訳し、それについては、同被告人から内容が違うといった申し立てはなかったことが認められるのであるから、通訳人の通訳の正確さによって、同被告人の供述の真意が十分に反映してない供述調書が作成されたことを示すと件の事情は認められないというべき」とし、インド人によるヒンディー語を交えた通訳についても「被告人らに対する刑事手続上の防御権の保障がまっとうされているかどうかは刑事手続の各段階を通じて全体的に考察すべきであり、捜査段

階の取調べにおける通訳の適否の問題が直ちに訴訟手続の法令違反を招来するものではないというべきである。原審における本件の審理にみられるように、公判段階において、適正な通訳人が付され、被告人質問や証人尋問等を通じて捜査段階で録取された供述調書等について、通訳の正確性を吟味する機会が十分に与えられ、それに基づいて、調書の任意性が信用性についての判断がされたのであれば、訴訟手続の法令違反の問題は、原則として起り得ないというべきである。捜査段階における通訳人の不適格性や通訳の正確さの問題から、直ちに原判決の訴訟手続の法令違反を主張する所論は、論理に飛躍があり、この点においても、論旨には理由がない」と判示した。

- ②⑦ 東京高判1994年11月1日（判時1546号139頁）。殺人事件の被告人3名につき、当該被告人の捜査段階における各自白調書は、取調べに使用された言語についての当該被告人の理解力、表現能力が不足し、かつ通訳の正確性、公平さを欠く状況の下で作成されたものであり、捜査官の見込みに基づく誘導や創作にかかる内容が記載されているにすぎないもので任意性がなく、いずれも証拠能力がないのに、これらを証拠として採用しており、判決に影響を及ぼすことの明らかな訴訟手続の法令違反があるという主張について、「原審の公判における被告人らに対する被告人質問は、すべてタガログ語でされているが、その公判調書速記録には、質問に対応した答えが記録されていて、よく噛み合った内容になっており、問いの答えのつながりも滑らかで、いわばよく流れていることが認められる」とし、被告人は「通訳された質問内容を理解した上で答えていることを認めることができる」としている。そして通訳の正確性については、「もともと、通訳ということは、原供述が通訳人により記憶、記録されてその意味を把握した上で別の言葉でこれを表現するものであるから、

原供述がその過程で多かれ少なかれ変容を受け、場合によっては不正確になることを避けられないという事情がある。特に、長く複雑な構文による質問と答え、曖昧であったり趣旨の分かりにくい質問や答えなどが、すべて正確に通訳されているかどうかということになると、これらには通常通訳に困難が伴うことが考えられるだけに、不正確な通訳がされるおそれを否定できない。また、長時間の質問等の場合には、その間に細部で誤訳が生じないとも限らない。本件においても、一部不正確ではないかと思われる部分がないではなく、誤訳ではないかと疑われる箇所がないともいえない。しかしながら…、不正確ないし誤訳と疑われる部分のうち少なくとも重要な点や微妙な点については、これを放置することなく、当事者が別の問い方や別の角度からの質問をすることにより趣旨を確認したり正しい答えを引き出すような試みをし、裁判所からも補充的に質問するなどして、趣旨を明確にする等の是正措置がとられていることが認められる。したがって、原審通訳人の通訳に一部誤りがあるとしても、これは本件の審理、判断に影響を及ぼすほどのものではないと考えられる」と判示した。

タガログ語での理解力認定の資料の一つとして挙げられている、イロカノ語での審理における被告人の応答の仕方について、田中康代は、控訴審での通訳を被告人が理解できなかったために、口ごもったのであるという可能性もあるので「この一事を被告人の語学力認定の資料とすることには一抹の不安を払拭することはできない」⁽³⁷⁾として、認定資料についての不安を指摘している。加藤克佳は、公判廷における誤訳は、「通訳に不可避で、通訳人に確認して誤訳であったことが判明すれば訂正させるか、発問し直した上で通訳させることで、実務上問題はほぼ解決されると解されている」⁽³⁸⁾と述べるが、通訳の正確性を弁護人が理解するのは困難なので、正確性の担保に第二の通訳人をチェック・インタープリターとして参加させ

るのもひとつの方法であると示唆している。

⑳ 最判1995年6月20日(刑集49巻6号741頁)、控訴審は大阪高判1989年11月10日(判タ729号249頁)。被告人である売春クラブ経営者らが、ホステスとして雇い入れたタイ人女性14名を含む15名の女性に対し、自己の管理する場所に居住させて売春させることを業としていたという売春防止法違反事件である。本件タイ人女性は、いずれも強制退去事由があったことから、入国管理当局に収容され、8日ないし15日後に順次退去強制手続により本国に送還されたが、検察官はこの間にこれらの女性を取調べて調書を作成しており、公判において弁護人がこれら検面調書を不同意にしたことから、法321条1項2号前段の「国外にいるため公判準備もしくは公判期日において供述することができないとき」に該当するとして証拠請求し、証拠能力を争ったが、一、二審ともこれに証拠能力を認めて証拠採用し、被告人らを有罪としたことから、弁護人が上告した事案で、「退去強制は、出入国の公正な管理という行政目的を達成するために、入国管理当局が出入国管理及び難民認定法に基づき一定の要件のもとに外国人を強制的に国外に退去させる行政処分であるが、同じく国家機関である検察官において当該外国人がいずれ国外に退去させられ公判準備又は公判期日に供述することができなくなることを認識しながら殊更そのような事態を利用しようとした場合はもちろん、裁判官又は裁判所が当該外国人について証人尋問の決定をしているにもかかわらず強制送還が行なわれた場合など、当該外国人の検察官面前調書を証拠請求することが手続的正義の観点から公平さを欠くと認められるときは、これを事実認定の証拠とすることが許容されないこともあり得る」⁽³⁹⁾と判示した。

当該外国人の検察官面前調書を証拠請求することが「手続的正義」の観点から公平さを欠くと認められるとき、として判例により示されたわけだ

が、検察官が、当該外国人がいずれ国外に退去させられ公判準備又は公判期日に供述することができなくなることを認識しながら殊更そのような事態を利用しようとした場合については問題ないと思われる。しかし、裁判官又は裁判所が当該外国人について証人尋問の決定をしているにもかかわらず強制送還が行なわれた場合について「出入国管理手続と刑事手続は別個の手続であり、出入国管理の行政目的の遂行及び当該外国人の利益の保持との関係から、いかなる場合が手続的正義に反し公平さを欠くといえるのか困難な問題が存在するところである」⁽⁴⁰⁾として、具体性を欠くのではないかという指摘がある。例えば「裁判官又は裁判所が証人尋問の決定をして、退去強制が行なわれるまでの間に、これを実施する時間的余裕があったにもかかわらず、検察官がその実施を阻止する意図の下に、殊更公判期日を引き延ばすなどして、そのために証人尋問が実施できなかったとき」⁽⁴¹⁾や「検察官において、証人尋問を回避する意図の下に、裁判所に当該証人予定者が退去強制手続により送還される時期・見込みについて、殊更虚偽の情報を伝えるなどしたため、裁判所が証拠決定したものの、その尋問期日前に証人が送還され、証人尋問を実施することができなかった場合」⁽⁴²⁾などの例外的な場合にしか想定できないという指摘がある。

さらに、退去強制手続のための収容は、当該外国人を確実に国外に退去させるために認められるものであり、それ以上のものではないので、「証人尋問決定があった場合に、供述者が、退去強制事由のある外国人であり、たまたま退去強制手続が採られていたときは、その意思に反して収容を継続し、出国を止めることができるとする理由は見出しがた」く、「当該外国人について証人尋問の決定があったとしても、通常の退去強制手続に従って送還された場合には、それは手続的正義の観点から公平さを欠くとは言えない」⁽⁴³⁾と主張されている。しかし、このような強制送還が行なわれた場合を、検察官に悪しき意図がある場合に限定されるとする見解を「狭きに失する」として、

裁判官等が当該外国人について証人尋問の決定をしているにもかかわらず強制送還が行なわれた場合というのは「証人尋問決定があったときには速やかにこれを実施するなり、実施に向けて訴訟関係者と入国管理当局との協議を期待したものであり、これらを排して強制送還が行なわれたときは証拠能力の否定という結果が導かれることもありうる旨を示したものと理解すべき」であり、証人尋問決定に至るまでの段階における関係諸機関との連絡・調整の状況を勘案して検察側に過失が存するといえる場合にも、証拠能力を否定する余地を排除していないと解すべき⁽⁴⁴⁾という見解もある。

また、その者自身が被疑者・被告人でない限り、他人の刑事事件の証人となる可能性があることを理由に、不確定期間、本邦に留置く法令上の根拠がないし、「公判準備または公判期日前に供述者である外国人を強制退去させたとしても、それだけでは何ら違法ではないと解すべき」⁽⁴⁵⁾であるとの主張もある。加藤克佳は「本件では、結論として供述不能要件の具備が認められ証拠能力が肯定されただけに、被告人の証人審問権の保障と実体判断に役立つ資料をできる限り利用し、真実の発見を目指すという社会の利益との間で適正なバランスをとるためには、信用性の情況的保障についても十分検討した上で証拠採否を決することも考慮すべき」⁽⁴⁶⁾と結論付けている。

② 東京高判1996年7月16日（判時1591号132頁）。タイ人ホステスであった被告人ら3名が共謀の上、自分らに対してスナック客を相手に売春を強要していたタイ人女性を殺害し、現金等を強取したという強盗殺人事件に関する控訴審で、弁護人は、捜査段階における被告人らの取調べに立ち会ったタイ人の通訳人らは、日本語に通じていないことから、通訳能力を欠如していたものであり、そのため、捜査官らの質問や被告人らの供述などにつき、その意味を理解しないか誤解したまま、勝手な解釈で文章を作って被告人らに伝え、捜査官らにおいても、通訳人の能力を知らず、十分な吟味をしないまま、通訳人らの誤訳に基

づき自白調書を作成したものであるから、その信用性を否定すべきものであるのに、これを証拠として採用した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があると主張した。これに対し「まず一般的に、刑事手続における通訳人の適格性について考えると、本件のように、被告人（捜査当事者は被疑者）らがタイ語しか話せないような場合、タイ語を母国語とする通訳人にあるは、日本語に通じていることが基本的前提である。もっとも、その程度については、捜査段階においては、捜査官らの取調べも、これに対する被疑者の供述も、犯罪に関するとはいえ、社会生活の中で生じた具体的な事実関係を内容とするものであり、特別の場合を除いて、日常生活における通常一般の会話とさほど程度を異にするものではないことを考えると、本件通訳人らに求められる日本語の習熟度や表現力も、もちろん一語一語正確にかつ文法的にも誤りなく通訳できる能力を持っていることが最も望ましいことではあるが、日常の社会生活において、互いに日本語で話を交わすに当たり、相手の話していることを理解し、かつ、自己の意思や思考を相手方に伝達できる程度に達していれば足りるというべきである。そして、捜査段階にある限り、漢字やかなの読み書きができることまで必要ではなく、法律知識についても、法律的な議論の交わされる法廷における通訳人の場合と異なり、通常一般常識程度の知識があれば足りると考えられる。また、日本語に関する能力のほか、通訳に当たって必要な能力等につき…現在多数の刑事事件で通訳の行われている実情に照らし、結局のところ、誠実に通訳に当たることが求められているというだけで足りる。もちろん、刑事手続においては、通訳人に対して公正な態度が求められるのはいうまでもなく、捜査官に対して迎合的であったり、被疑者あるいはその他の関係者等に対し予断や偏見を抱いたりすることが許されな

いのは当然である」ので結論として、本件の通訳人らは、こうした通訳人としての適格性を備えていたと認められるとし、捜査段階における被告人らの自白調書の証拠能力を認めた原審の判断を是認した。

通訳される言語についての判例⑩から判例⑫は、いずれも通訳人が母語ないし第一言語でない言語で通訳を行ったことの適否が争われたものであり、いずれも被告人と意思疎通を図りうる限り、被告人の母語や第一言語で通訳を行わなければならないわけではないとしている。これに対し本判決では、被告人と同国人の通訳人の適格性が争われた。甲斐淑浩は、本判決が示した通訳人に要求される能力ないし姿勢はきわめて基本的なものであり、判決は妥当であるとしながらも、「捜査段階においても、適正な通訳を行うためには、通訳人が日本の刑事手続の概要や基本的な法律用語に関して基本的知識を有していたほうが適切であるので、通訳を依頼した際に適宜日本の刑事手続等を説明したり、通訳人を対象とする研修の場などを通じて、理解を深めてもらうことが大切である」⁴⁷⁾と指摘している。

⑩ 札幌地判1999年3月29日（判タ1050号284頁）。フィリピン人女性である被告人が、高齢の被害者に対し、路上で暴行を加えて転倒させ、財布を奪った上、傷害を負わせたとして強盗致傷罪で起訴された事案で被告人の捜査段階での自白調書について満足な通訳もなく捜査官に勝手に作られたとして争われた部分については、その自白調書の任意性を肯定したものの、信用性を否定した。

5. 通訳人の能力（客観性・正確性）

通訳人の能力について、どのような問題が生じるのか。また、捜査官が被疑者の通訳を行なった、捜査から公判を通じて同一の通訳人が通訳を行なうことが、客観性や正確性に影響を及ぼすのか。

⑪ 最判1959年2月6日（刑集13巻1号55頁）。在日アメリカ軍人である被告人の強盗致傷事件で、被告人は、日米安全保障条約第3条に

基づく行政協定17条9項(f)所定の有能な通訳を用いる権利があるにもかかわらず、裁判所が選任した通訳人は、特に、医学用語について有能でなく、訴訟内容を被告人とそのアメリカ人弁護人に裁判所の発言及び訴訟の進行を理解不能にし、実質的な損害を受けたと主張した。これに対し、「昭和27年〔1952年〕条約第6号日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定17条9項(f)所定の有能な通訳を用いる権利は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された合衆国軍隊の構成員若しくは軍属またはそれらの家族が必要とするならば、みずからこれを勾留質問すべきものであって、裁判所に有能な通訳を附する義務を負わせているものではない」と判示した。

③② 東京高判1991年5月23日(外国人犯罪裁判例集12頁)。捜査段階と原審公判での通訳が正確になされたか否かを検証する方法がないということ、及び捜査段階における通訳人と公判段階における通訳人が同一人物であり、その客観性に疑問があるとして被告人の検面調書及び原審公判での供述は憲法31条、32条に違反した違法収集証拠であるとして控訴した事案で、原審における通訳人は捜査段階における通訳人と同一人物であるが、弁護人はその選任時・審理時に異議を申し立てていないし、記録からは通訳人の客観性・正確性に疑いはない、と判断された。

③③ 大阪高判1991年7月30日(判例集未登載⁽⁴⁸⁾)。捜査官が被疑者の通訳を兼ねることについて「捜査官が被疑者の使用言語で取調べる一面を有し、取調べの充実や捜査の効率化などの観点からむしろ有用であるともみられ、直ちに不当、違法ということはできない」としながらも「その反面、通訳の公平を害するとの批判を免れることができないのであって、一部にしる重要箇所につき被疑者の使用言語すなわち原語による供述記載を残すとか、最終の署名、押印の前の読み聞けだけでも録音化

するなどの措置が望ましいことはいうまでもない」と判示した。

本件のように、捜査官が通訳を行なうことについて、馬場義宣は、時間的な制約がある中で少数言語の通訳人を確保するのは将来においても至難であることを理由に、警察部内において通訳可能な程度の語学力を有する警察職員を育成し、充実させることは「実際的で適切なもの」⁽⁴⁹⁾と評価している。また、捜査官である通訳人に対して、自由に弁解できないという懸念があるとしても、公判手続や弁護活動等を通して、外国人被告人に対し、我が国の刑事裁判手続の仕組みを説明し、その理解を得ることによって対応することが可能である⁽⁵⁰⁾として、捜査官だからこそ積極的に運用すべきというニュアンスの見解もある。少数言語の通訳人確保の困難さ、秘密保持の必要性、専門知識の必要性、捜査の効率化などの理由で、民間通訳人よりも、捜査官による通訳の方が適している場合もあるだろうが、公平性が害されるのではないかという不安は払拭できない。捜査官が通訳を兼ねる場合には、弁護士などの第三者を立ち合わせるのが望ましいが、それができないのならば、せめて、取調べの様子を全て音声で保存する必要がある。

③④ 大阪高判1991年11月19日(判時1436号143頁⁽⁵¹⁾)。3人の外国人が関係した強盗致死等の事案につき、3人のうちの1人(香港在住のイギリス国籍)が原審の事実認定に関連して、原審で裁判所が選任した通訳人が捜査段階から一貫して通訳している者と同一人物で、事件について予断を有しており、通訳人の正確性や公平性に疑問があるとして控訴した事案で、「被告人Cは、中国語の中でも広東語を使用するものである。これに対し、Bは広東語も理解できるが、主に北京語を使用している。広東語と北京語の両方に通じた通訳人を確保することは中国と比較的關係の深い神戸地区においてさへ容易なことではないとみられるのであって、この現実には直視せざるを得ない。捜査段階の通訳人が法廷の通訳人に

選任されることは、決して望ましいことではないが、それ自体直ちに不当又は違法であるとははいえない。しかし、本件ではその通訳の正確性や公平さに疑問が投げかけられているのである。原審で重要な証言又は被告人質問を通訳した内容が録音化されていないため、事後的にその検証ができないというのも問題である。…加えて、当審提出の検察事務官作成の平成元年〔1989年〕1月17日付け報告書によれば、通訳人Fが被告人と領事館の係官との面接の結果を捜査側の検察事務官に供しているという事実も認められる。これが直ちに日英領事条約に違反するとはいえないにしても、通訳人Fの姿勢を暗に示すものといえないではない。したがって、原審の選任した通訳人に関しては、弁護人の批判を免れることができない」と判示した。

本件が、捜査段階の通訳人を法廷通訳人として選任したことを「決して望ましいことではない」と判示した点について「大都市においてさえ少数言語の通訳人を同時期に複数人確保することは容易ではなく、来日外国人の犯罪の急増が予測される将来においても、これが可能になるとは考え難く、まして、地方都市においてこれを可能にすることは至難と考えられることにかんがみると、『決して望ましいことではない』と断言するのはいかがなものかと思われる」⁽⁵²⁾と批判的な見解がある。これに対して、「捜査段階に付された通訳人を法廷通訳人として選任することは、裁判の公正に対する無用の疑念を抱かせたり、我が国の法制度をよく理解していない被告人に、捜査手続と裁判手続が異なるものであるということが十分伝わらないおそれがあるばかりか、捜査段階の通訳人の面前では被告人が取調時の供述に拘束され、自由に弁解ができないことも考えられる」⁽⁵³⁾として、捜査段階の通訳人と法廷通訳人は別人のほうが好ましいという見解もある。例えば、通訳人が日本で数人しかいないような特別の言語の場合には、捜査から公判まで同一の通訳人が付されてもやむを得ないが、公正な裁判を実現するためには、

原則として、捜査段階の通訳人と法廷通訳人とは別人にする必要がある。通訳人は、中立な立場で通訳を行なうことが求められているが、同一人の場合、被告人の捜査段階の供述など、既に被告人に関する様々な情報に接しており、これが無意識のうちに公判廷での通訳に影響しないとは言い切れないからである。

㊸ 東京高判1996年7月16日（判時1591号132頁、前掲^㉑）。弁護人が主張した、捜査段階の通訳人らの通訳能力が欠如し、通訳人としての適格性がないという点につき、本件通訳人らの通訳人としての適格性や通訳能力を「日常の社会生活において、日本人を相手としても日本語によって会話する能力のあることは明らか」と認め、「強盗殺人の共謀に関する供述内容はいずれも、被告人3名がD子を殺害するという行為に出る前に、D子を殺害したらパスポート（D子が管理していた被告人らのもの）や金銭等を奪って逃げることにしようという相談をしたという極めて具体的で明瞭な事柄であって、同女に対する殺害の意思と金銭等の奪取の意図との先後関係によってその意思や意図の意味内容が異なるという微妙なものではなく、日常の簡単な会話ができる普通の能力を有する者ならば、誰でも容易に言い表すことができるものである。すなわち言語の時制とか文法等を理解しているかどうかという日本語の習熟度や表現力の相違によって異なってくるというわけのものではない」として、通訳人らには通訳能力や適格性が認められると判示した。

本判決で、通訳人は「日常の簡単な会話ができる」程度の能力で対応できたとしているが、「パスポートを取り戻す意思がいつ被告人らに生じたかを正確に認定するにはその内心面をかなり詳細かつ具体的に問いただすことが必要であり、本判決が想定する社会生活の中で生じた具体的な事実関係とは異なり、相当高度な日本語の理解力及び表現力が必要だったのではなからうか」⁽⁵⁴⁾と疑問が持たれている。また、ルポライターの寺川潔は、

取調べ時の通訳人は日本の刑事裁判についての知識がなく、別の通訳人は「権利」や「警察」などのタイ語が書けないなど、法律知識に問題があったことを指摘している⁽⁵⁵⁾。

本件のような事件について、長尾ひろみは「程度の差はあれ、似たような問題は日常的に起こっている」可能性を指摘する。その理由として、「採用するにあたって能力を査定する制度がなく、研修や訓練制度もないに等しいからです。法務省、検察庁や裁判所は、司法通訳人の資質に対する批判が高まった90年代半ばから、希望者向けのセミナーを開いていますが、質量とも伴⁽⁵⁶⁾っていないからだ」と述べている。英語やフランス語ならともかく、少数言語の通訳人については、本当に日本語の意に沿った誠実な通訳が行われているのかどうかを、聞いている者がその場で検証するのが困難である。なんとなく不自然だと感じて、通訳人が会話を続けていれば「話を通じている」と思うのではないだろうか。

第四章 逮捕から公判までの刑事手続と通訳人をめぐる問題

刑事訴訟法上、外国人被疑者・被告人についてのみ適用される特別の規定はない。裁判所では日本語を用いる（裁判所法74条）としていることとの関連で、法175条が、「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない」として、日本語を自由に使用できない者を関与させて審理を行う場合には通訳人を利用することを規定し、法177条では、「国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる」として翻訳の規定が定められている。

1. 逮捕から起訴まで

(1) 逮捕時の令状呈示等

被疑者の逮捕については、通常逮捕（199条）、緊急逮捕（210条）、現行犯逮捕（213条）がある。通常逮捕の場合、逮捕の際には逮捕状を示さなければならないが、緊急逮捕や現行犯逮捕の場合には、被疑者に対する逮捕理由の告知をそれぞれ要求し

ている。

逮捕状に翻訳文を添付することは現行法上要求されていないが「逮捕状の提示は被疑者がその内容を知ることができる程度に提示する必要があるため、警察では捜査官自ら又は同行を依頼した通訳人によって逮捕状の記載事項を読み聞かせ、可能であれば翻訳文を添付する⁽⁵⁷⁾」という運用が図られている。しかし、緊急逮捕の場合には、「とりあえず日本語で逮捕理由を告知し、その後可及的速やかに被疑者の理解する言語で逮捕理由の告知等を行って⁽⁵⁸⁾」いとされる。この点に関し、前掲判例③④は「被告人は、平成元年〔1989年〕1月8日午後8時5分ころ兵庫県柏原警察署で、逮捕状を執行されたが、当日は同署において被告人の理解できる広東語の通訳人が確保できず、やむなく同署の警察官は通訳人Fに電話での通訳を依頼し、電話口に出た同通訳人を介して被告人に対し、逮捕事実の告知と弁護人選任権について説明させ、その翌日改めて正式に弁解録取をするため、午前9時55分ころ、通訳人Fに柏原警察署に来てもらい同人を介して再度被告人に対し逮捕事実を読み聞かせた上、弁護人選任権を告知したものである。こうした警察での逮捕後の弁解録取の手続は、そのような事情のもとではやむを得ない措置として是認できる」と判示している⁽⁵⁹⁾。

(2) 被疑者の権利等の告知

憲法34条前段は、逮捕された被疑者について、逮捕理由の告知を受ける権利と弁護人を依頼する権利を保障している。この憲法の規定に基づき、法203条1項は、司法警察員が自ら被疑者を通常逮捕したとき、又は通常逮捕された被疑者を受け取ったときは、「直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え」なければならない旨を規定している。逮捕した場合には、直ちに司法警察員に引致し（202条）、司法警察員は直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げ、被疑者の弁解を録取しなければならない（203条1項、211条、216条）。犯罪事実の要旨の告知は、被疑者が自己に対する嫌疑の内容を知り、弁解をするた

めになされるのであるから、罪名を告げるだけでは足りず、弁解するのに必要な程度に犯罪事実を具体的に告知しなければならない。外国人被疑者に対しては、できる限り速やかに被疑者の理解できる言語を明らかにして、その言語の通訳人を確保し、弁護士選任権等の権利告知を被疑者が理解できるようにすべきであるが、少数言語など通訳人の確保が困難な場合には「とりあえず日本語による権利告知等をし、その後できる限り速やかに通訳人を確保して被疑者の理解できる言語で権利告知等を行えば、全体として法の要請を満たしていると解すべき」⁽⁶⁰⁾とするのが実務のようである。

(3) 起訴状謄本と翻訳文

法271条1項は「裁判所は、公訴の提起があったときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない」と規定している。これは、公訴提起があったこと及び公訴事実・罰条を被告人に知らせ、公判における防御の準備をする機会を与えるためである。裁判所法74条が、裁判所では日本語を用いる、と定められていることから、起訴状、送達される起訴状も日本語である。

日本語に通じない被告人に対して、起訴状謄本送達にあたり、被告人の理解できる外国語による起訴状謄本送達の要否についての前掲第三章判例⑮で、裁判所は「日本語を解しない外国人である被告人に対し起訴状謄本を送達するに当たり当該外国人が通じる外国語による起訴状の訳文の添付を明示に必要とした規定は見当たらず、このような被告人に「起訴状謄本送達に当たりその訳文を添付しなかったからといって、有効な起訴状謄本の送達がなかったものとは解され」ない。「他方、実際問題として日本語に通じない外国人に対する起訴状謄本の送達に当たり、訳文を添付し、又は訳文添付の方法によらずとも、これに代替するような起訴内容を了知させる何らかの適切な処置を講ずることが望ましいことは否定でき」と判示した⁽⁶¹⁾。

実務では、その後、起訴状謄本の送達時に、起訴されたこと、その罪名、弁護士選任手続及び公判手続の概略について、当該被告人の理解できる

ように英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タガログ語、フランス語、及びタイ語で説明した文書を併せて送付する取扱いがなされている^{(62) (63)}。また、外国人被告人に対して起訴状謄本の他にも弁護士選任照会書や弁護士選任回答書が送付されている⁽⁶⁴⁾が、これらについても、翻訳文が付されている。具体的には、

- ① 基本的には起訴状謄本送達後、個別の事件ごとに裁判所において翻訳文例集の和文を参考として公訴事実の要旨を作成した上、通訳人予定者等にその翻訳を依頼し、翻訳文例集の翻訳例を参考として、罪名、罰条及び公訴事実の要旨を翻訳してもらい、これを第1回公判期日前のできる限り早い時期に被告人に送付する。
- ② 極めて定型的な犯罪に関しては、年月日等の数字を書き込めばそのまま利用できる記入式要旨翻訳文があるので、この場合には、裁判所書記官等において翻訳文例集から複写した書面の空欄に所要事項を書き込み、起訴状謄本送達と同時に送付する取扱いもある。
- ③ 翻訳文例集に含まれていない罪名のものに関しても、①と同様に、翻訳文例集を一応の参考として、これと同程度の公訴事実の要旨を作成し、通訳人予定者等に翻訳を依頼して、被告人に送付する、という方法で運用されているようである⁽⁶⁵⁾。

起訴状についての諸外国での取扱いを簡単に見てみると、例えばドイツでは、「起訴状は、ドイツ語を十分に理解できない被告人に対しては、その全文が被告人が理解できる言語に翻訳されて送達されるのが原則」となっている。被告人は公判開始決定前の証拠調べの請求をするか否か、及び公判開始に異議を申し立てるか否かについて意見を求められるが、これも、「外国語に翻訳された定型の書面で通知されるのが原則」⁽⁶⁶⁾である。また、フランスでは、外国人に対する起訴状の送達や各種令状の執行については、起訴状や令状に翻訳文が添付されることはなく⁽⁶⁷⁾、イギリスでも翻訳ではなくて口頭で伝える方法をとっている。

さらに、アメリカ合衆国でも、「逮捕された被疑者には、訴追請求書の写しが交付される。他方、あらかじめ裁判所に選任された被疑者の弁護士又は公設弁護士等は、裁判所への最初の出頭手続までの間に、被疑者と接見し、その素性等を調査する。その際、被疑者が英語を十分理解しない者であるときは、弁護士は、通訳人に対し、被疑者に訴追請求状のサイト・トランスレート (sight translate) を求め、また訴追の性質についての説明を行ってこれを通訳させる。(その他の) 通訳を要する発言については逐次通訳 (consecutive mode of interpretation) が行われ」、訴追請求書の写しが交付されるほかは翻訳ではなく口頭で伝える方式が一般的なようである⁽⁶⁸⁾。我が国の対策については、「先進諸国と比べても遜色ないものとなっているが、来日外国人等に対して必要な各種措置を今後さらに充実していくことが望ましい」⁽⁶⁹⁾とする意見がある。確かに、起訴状送達時に主要な言語について、訳文が添付されるようになった点は評価に値するが、あくまでも現場の運用であるので、翻訳文を添付するという法整備が必要なのではないだろうか。

(4) 弁護士接見

法39条1項は「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士になろうとする者…と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる」と規定している。ここに規定された弁護士又は弁護士になろうとする者の接見交通権は、外国人被疑者の場合でも同様に認められるものである。被疑者段階での接見時の通訳人の手配は弁護士側で行う。当番弁護士の場合、例えば東京3弁護士会の当番弁護センターでは、待機している弁護士への出勤依頼時に被疑者の使用言語連絡を行うほか、当日予定が空いている通訳人の確保あるいは通訳人名簿記載者の連絡先紹介を行っている⁽⁷⁰⁾。当番弁護士以外の場合には、弁護士自らが通訳人を確保しなければならない。通訳人が見つからない場合は、当番弁護センターに相談するか、各地の国際交流協会や大

学に連絡して紹介してもらう⁽⁷¹⁾が、それでも適当な通訳人をどうしても見つけることができない場合もある。このような場合、弁護士はとりあえず各国語で印刷された挨拶カード等を持参して接見を行い、後日改めて裁判所から紹介されるなどした通訳人を伴って接見を行なう。しかし、早期に充実した接見を行なうために、通訳人は純粹に通訳だけに徹するよう念を押した上で、被疑者の家族や知人が通訳を行うこともやむを得ない場合もある。このような接見を認めざるを得ない⁽⁷²⁾という意見もある。

弁護士接見に同行する通訳人は、各弁護士会が独自に募っており、その大半は他に職業を持つ「ボランティア」のような存在である。事件は時間や場所を選ばないので、平日の夜中に遠くの警察署に呼ばれたり、弁護士会から依頼されてきた通訳という身分を証明するものがないので、警察署に入れないことがあったりするなど、本来の通訳業務に入る前の精神的な負担も無視できない。

起訴後弁護士は、第1回公判期日の前に事実関係を確認しなければならない(刑事訴訟規則178条の6第2項1号)ので、接見がより重要になる。起訴後の接見には、法廷通訳人(あるいはその予定者)が同行するのが一般的である。裁判所は、弁護士に対し、弁護士が通訳人を同行して被告人と接見できるような便宜を図っている旨を通知している(同規則178条の3、178条の9)⁽⁷³⁾。法廷通訳人(あるいはその予定者)が接見に同行することについて、「裁判所の通訳人に対する指導、説明の徹底により、接見内容が裁判所や検察官等に漏れることはなく、事前の接触が通訳人にとっても被告人の言語状況を把握する上で有益であり、通訳人が中立的立場であることを被告人に説明することにより被告人の不安も解消されることなどから、この運用は積極的に評価され、円滑な接見交通に役立っている」⁽⁷⁴⁾という見解がある一方で、中立なはずの法廷通訳人が予断を抱いてしまう可能性も否定できない。また、極端な例ではあるが、自身が弁護士と被告人のコミュニケーションの媒体であることを忘れ、被告人と勝手に話し、「今

後の指示やアドバイスを与えている通訳人」や、「親身になって、洋服を差し入れたり、保釈の身元引受人になり、保釈金まで工面」⁽⁷⁵⁾するような通訳人までいることが報告されている。通訳人の立場からすると、被告人の話し方や方言などの話し手に関する情報は、多ければ多いほど充実した通訳を行うことができる。その点で公判期日の前に被告人に接見する機会があるのは有益である。しかし、被告人の情報を知りすぎると無意識のうちに先入観として残り、それが公判廷での「訳出し」に影響してしまう危険性は否定できない。通訳人は常に中立的な立場であることを忘れないようにしなければならないであろう。

2. 取調べの問題点

捜査に必要な通訳は、英語などの主要な言語については、捜査機関が部内で通訳ができる捜査官を養成したり、語学に堪能な者を警察職員として採用したりして、通訳人を確保している。しかし、少数言語については、外国語大学や民間団体、貿易会社等のルートを通じて独自に通訳人の開拓に努めているのが現状であり、その数は十分とはいえない。犯罪捜査規範232条1項は外国人の取調べ及び身柄の拘束について、「言語、風俗、及び習慣の相違を考慮し、…無用の誤解を生じないようにしなければならない」と規定している。法制度や文化の違う外国人被疑者取調べの一般的留意点として、勝丸充啓は以下の5点を挙げている。

- ① 外国人は我が国刑事手続の流れにつきほとんど理解しておらず、そもそも警察当局への不信感を有している場合すらあり、取調べを受けるということ自体に大きな不安を持っている。取調べにおいては、当該手続の意味や被疑者の置かれている状況を客観的に説明するなどし、その不安を除去するように努めるとともに、少なくともその不安を助長するかのような言動をとらないこと。
- ② 日本語を十分解さない外国人の取調べにおいては、できるだけ通訳人を手配・確保し、意思疎通を図りつつ信頼関係の醸成に努めること。

③ 黙秘権告知、弁護人選任権告知等、外国人の場合には特段の配慮を要する場合があるので、その実施に留意すること。

④ 外国人被疑者の取調べにあたっては、特にその身上確定、旅券の真偽、入国時期・在留期間・在留資格の確定に留意すること。

⑤ 日本人被疑者の取調べの場合以上に、被疑者取調べに頼る姿勢を捨て、物証等客観的証拠の収集に努め、これを武器として取り調べること⁽⁷⁶⁾。

これらの留意点に配慮していても、言語ばかりでなく法制度や文化の違う外国人被疑者を取調べるに当たっては、様々な問題が起こる。

(1) 捜査段階の通訳

警察の通訳体制は、限られた時間内で所要の捜査を遂げなければならないこと、捜査手続、取調要領に精通した通訳人が望ましいこと、警察捜査における秘密保持などの点で、警察職員の中から通訳人を確保することが最も望ましいという理由から、部内通訳の整備に重点が置かれてきた⁽⁷⁷⁾。警察大学校国際捜査研修所において国際捜査実務能力を備えた捜査官を養成するため、各種の実務研修が行われてきている。さらに最近では、留学経験があるなど外国語に通じている者を捜査官として採用する⁽⁷⁸⁾という運用も行っている。しかし、少数言語については、依然として大半を外部に依頼している。部外通訳人の多くは他に職業を持っているので、警察の希望どおりに依頼に応じてもらえるとは限らない。また、警察段階の捜査においては、限られた時間（特に身柄拘束した事件の場合には厳格な時間制限がかかる）の中で所要の捜査を遂げなければならないこと、被疑者に我が国における刑事手続や弁護人選任制度の諸権利が正確に伝達、理解されるように、部外通訳人についても刑事手続に関するある程度の知識が必要とされることなどから、相当の負担を強いている面がある⁽⁷⁹⁾⁽⁸⁰⁾。

捜査官が民間通訳人に通訳を依頼して取調べを行う場合に、捜査官と通訳人の連携がうまくいかないと、警察に対する通訳人の不信感につながる

場合があるだけでなく、捜査そのものに影響を及ぼすおそれさえある。捜査官は通訳人に関して発生しうる問題を事前に把握、予測し、通訳人との連携について常に留意する必要があるであろう。通訳人が被疑者と同じ国・地域の者の場合、通訳人と被疑者の間で行われている会話の内容が全く分からないと、取調べ中に、被疑者が「国の家族を殺すぞ」などと通訳人を脅迫したり、通訳人が被疑者に同情・同調し、又は買収されたりするような事例が発生しているという指摘もある⁽⁸¹⁾。

前掲第三章判例⑳は、民間通訳人について、被疑者等に予断や偏見を抱くことがあってはならないのは当然であるとしながらも、通訳能力については「相手の話していることを理解し、かつ、自己の意思や思考を相手方に伝達できる程度に達していれば足りる」とし、「捜査段階である限り、漢字やかなの読み書きができることまでは必要ない」と述べている。

中川清明は民間通訳人の通訳能力について「通訳人は、通訳に関する必要な能力を有する者であることが必要であり、かつ、それで十分であり、その資格に制限はない」が、「最近、公判において通訳人の通訳能力が問題とされて供述調書の証拠能力ないし証明力が争われる事例もあることから、捜査官としては、通訳人の経歴や通訳の経験等を調査して選任すべきであり、通訳経験の少ない通訳人については、当初は比較的簡明な事件や単純な事項に関する参考人の取調べを担当してもらい、その能力を判断した上で、以後、その能力に応じた通訳依頼をするなどの工夫が望まれ⁽⁸²⁾」るとして、将来の公判に備えた質の高い通訳人を確保することが必要だと述べている。時間的な制約がある中で、外国人を相手に行なわれる取調べの通訳人の能力が「日常会話程度」では被疑者、捜査官双方にとって好ましいことではない。取調べの際の会話が、たとえ日常会話程度の内容だとしても、その程度の能力しか有していない者は、捜査に必要な通訳人としては不適切である。

捜査官が通訳人を兼ねるということは、民間通訳人の保護という観点からは考慮に値する。しか

し、被告人側からその公平さに疑問が残るとして争われる場合も少なくない（前掲第三章判例㉑㉒㉓㉔等）。現在、通訳人の能力や公平さなどに疑問があるような場合に後に公判廷で検証するには、通訳人を公判廷で証人として尋問した供述と、被告人の公判廷での供述、被告人の検面調書、及び員面調書の記載内容等を総合して判断するしかない。しかし、このような方法では、通訳人の能力や公平さを「窺わせる」程度の認定しかできないことであろう。そこで、取調べ時の通訳をめぐる問題を解決するために、取調べを可視化する必要がある。被疑者段階での弁護人が付されることになったら、後の無用な紛争を避けるためにも、複雑な事件や、被疑者が争っている事件などで取調べ時に弁護人の立会を認めたらどうだろうか。外部の人間を取調べの場に入れることによって、「中立な立場」の警察職員の通訳人の技術も向上するはずである。せめて前掲第三章判例㉕で示されたような「録音テープに取め、後日の紛争に備える」ことならば、今すぐにも可能なのではないだろうか。現在では「テープ」よりも高性能なデジタル録音機器が安価で入手可能である。捜査官の通訳人（民間通訳人も含め）が「誠実に正しい通訳をした」ということを後に客観的に証明できるような制度は今後も増加する外国人事件に迅速にかつ正確に対応するためにはどうしても必要である⁽⁸³⁾。

(2) 通訳の正確性と公平性

取調べの通訳について、正確性の問題とは別に、通訳人の中立性に関する問題として、通訳人自らが自白を勧めるといった、捜査側に立った行動をとる場合がある⁽⁸⁴⁾ことも指摘されている。これに対して「捜査通訳での通訳人に対する捜査機関の立場とは離れた意味での『公正らしさ』は要求されておらず、要は通訳の正確性に留意⁽⁸⁵⁾」することが必要で、「被疑者と敵対的とも評価される立場にある警察組織に属する者が通訳を認められるのは、通訳が機械的、技術的なものとみなされているからであり、その点で通訳はニュートラルであると位置付けられている⁽⁸⁶⁾」という見解もある。

しかし、通訳が正確でありさえすれば、通訳人は捜査機関の立場に立ってもよいという考え方には疑問が残る。通訳人が取調べに加担することは、それ自体が供述の任意性に影響を及ぼす重要な問題となるからである。

(3) 供述調書

外国人の外国語による供述を調書化するについて、法は特段の規定を設けていない。日本語を理解しない外国人被疑者の供述調書の作成方法については、松本時夫による次の4つの分類が考えられる⁽⁸⁷⁾。

- ① 供述調書を被疑者の母国語（又はその理解する言語）である外国語で作成する方法（裁判所での用語が日本語と定められている（裁判所法74条）ことから、翻訳文の添付が必要であるし、取調官は供述された外国語を理解し、調書に録取する能力を備えていることが必要である）。
- ② 外国語による供述調書を作成し、併せて日本語による供述調書も作成する方法。
- ③ 日本語の供述調書を作成し、さらにその調書の外国語の訳文を添付する方法。
- ④ 日本語の供述調書のみを作成し、通訳人が調書の内容を口頭で翻訳して被疑者に読み聞かせる方法。

勝丸充啓は、①の方法は「供述者が断固日本語調書に署名を拒否し、かつ、供述人の供述調書がなければ立証極めて困難な重大事案」には例外的に認められるが、この方法を一般化することは「実務に過大な負担を課すものであり、実施不可能」⁽⁸⁸⁾であるとする。

通訳人を介する必要がある場合、一般には③が望ましいとされており、この場合は、添付された翻訳文にのみ供述者の署名押印があれば、日本語調書もそれと一体のものとして、証拠能力を肯定するのが判例の立場である（最決1955年10月29日刑集11巻10号2708頁）。しかし、現在の捜査実務では、外国人の取調べが絶対数の上でも、その必要となる言語の種類においても激増していることから、当該外国語に堪能な捜査官を全て確保するこ

とは現時点においては不可能であること、外国語で取調べができるとしても、組織としての捜査方針を立てるためには、すぐに調書内容を読み取ることが可能でなければならないことなどの理由により、通常④の方法によっている⁽⁸⁹⁾。④の方法によれば、通訳人が供述者の供述を日本語に翻訳して取調官に伝達→調書作成（日本語）→外国語に翻訳して読み聞かせ→内容に誤りがないことを確認して署名させるという手順で行うことになる。秋山敬は裁判官としての立場から、捜査段階において外国人を取調べ、その供述を得て供述調書を作成する場合に、通訳を介する回数を重ねることによるノイズの混入を少なくするための一方法として、「その供述が後の公判手続において持つであろう重要性の度合いによっては日本語バージョンと母国語バージョンの2種類の供述調書を作成しておくことを考えるべきだろう」⁽⁹⁰⁾として②または③の調書を希望している。④の日本語調書のみを作成する方法は、通訳の正確性が前提となるが、調書自体から通訳の正確性を確認することができないから、証拠能力を認められないとする意見がある。この点、島根悟は「通訳の正確性・公平性は、事後的に当該通訳人や取調官に対する証人尋問や、被告人質問等により吟味することができるし、外国人被疑者に対し、特別不利益になる程度は低いと考えられるので、現在の警察実務においては、通訳人の負担軽減にも配慮し、日本語の録取内容を口頭で翻訳して供述者に聞かせるという方法によりつつ、必要な場合には供述者から供述書を提出させることとしている」⁽⁹¹⁾ので、問題はないように述べる。しかし、全く読めない供述録取書に署名を求めること自体が理不尽であり「外国語の調書については母語によるものを原本として、それに署名を求めるべきである。また、たとえば公判段階で否認している被告人の捜査段階における自白調書（法322条の調書）が問題になるような場合には、はたして正確な通訳に基づいて十分に理解したうえで署名したのか否かを、事後的に吟味することは至難といってよい。この場合、一般的事件における取調べ状況の立証の困難

性の問題（取調べの可視化の問題）にさらにこの問題が加わることになる」という指摘がある⁽⁹²⁾。さらに、日本語の供述調書を供述者が読めないため、調書に署名押印を得にくいという短所のほか「供述と記載の間に二重の齟齬が生じる可能性があり、しかもその発生原因となれると思われる当該通訳の通訳人としての一般的能力や通訳時における通訳の正確性あるいは通訳人としての公平性など供述調書と翻訳文のそれぞれの記載自体を対比するという方法によって事後に吟味することができないという問題があって、この点から完璧さを欠くことになることは否みえないところではある」（東京高判1976年11月24日高刑集29巻4号639頁、前掲第三章判例⑩⁽⁹³⁾）という問題点が指摘されている。

そこで現在の捜査実務では、供述者が署名を拒否する場合や後の公判で供述の重要部分につき争いになることに備え、供述者が和文調書の内容を反訳により読み聞かせられて誤りのないことを認めて署名する場合においても、微妙で後日その正確性が問題となり得るようなおそれがあるときには、当該調書の全体または一部を翻訳した文書を作成するか供述書の形で作成させ、これに署名を求めることが奨励されている⁽⁹⁴⁾。そしてこれは、犯罪捜査規範235条1項に予定されているところでもある。もっとも、供述書を提出させるべき場合の明確な基準はなく、日本語による供述調書のみで済ませることを原則とする中で、どれだけの運用が図られるかが今後の課題となる。

3. 公判

(1) 通訳を受ける法的根拠と法廷通訳

被告人は、適正な訴訟手続により裁判を受ける憲法上の権利を持ち（憲法31条）、これを具体化した様々な刑事訴訟法上の権利を有している（憲法37条等）。しかし、日本語に通じない被告人は、自己の権利を行使し、訴訟法上の活動について知ることができない。裁判所法74条で裁判所では日本語を用いると規定されていることから、被告人の母語によって訴訟が進行されることはない。憲法31条等の適正手続保障の趣旨を考えると、このよ

うな被告人に通訳人を付する必要性は極めて高い。さらに自由権規約も、国内法としての効力を有している。

法廷通訳人⁽⁹⁵⁾は、憲法及びその他の規定の趣旨に基づき、適正手続の保障の観点から裁判所の選任によって付される者である。その職務は、被告人の訴訟上の行為を言語的に補助することを内容としており、判例は、このような通訳人の実定法上の根拠を法175条に求めている（最判1955年2月15日（刑集9巻2号282頁））。

法廷通訳⁽⁹⁶⁾は、被告人の人権を保障し、適正な裁判を保障する上で極めて重要な役割を果たすものである。したがって、その役割は観光案内が中心の旅行ガイド通訳や、発言者の意思を伝達することを目的とする会議の通訳とは異なる⁽⁹⁷⁾。また、法廷通訳人は、通訳をするに当たり、良心に従って誠実に通訳する旨の宣誓を行わなければならない（178条、166条、規則136条、128条）、故意に偽りの通訳をすると処罰されることがある（刑法171条・虚偽通訳罪）。また、通訳した内容がテープに残されるので、通訳人は「大きなプレッシャーから逃れられない」⁽⁹⁸⁾こともあろう。そして、法廷通訳人には、識見、誠実さ、及び信頼性の観点から適性判断され、中立的な立場で行動し、公正さを保持できる人物であることが要求される。法廷における通訳は全訳通訳であり、厳格なまでの正確性が要求される。法廷では、発言されたとおり、省略や編集を一切施さず、話し手の言語レベルや話し方のスタイルまでそのまま訳すことが求められる⁽⁹⁹⁾。こうした特徴を持った法廷通訳は、その性格上、主体としての法廷通訳人に厳格な職業倫理を要求するとともに、訳出される内容に高度の正確性を要求する通訳であると考えられる。

(2) 通訳人の能力・正確性

捜査通訳と同じように、法廷通訳にも法律上特に資格は要求されていない。しかし、日本語、外国語の両方に精通しているのはもちろん、その性質上、基本的な法律知識が必要となる⁽¹⁰⁰⁾のは当然である。また、渡辺修によると、シドニーの労働災害裁判所判事マーガレット・オトゥール氏は「ミ

ランダ警告を理解するには、英語教育を14年間受けていなければ無理です。さらに、この『権利告知』を難しい言い回しも含めて正確にニュアンスを変えずに通訳するには、英語で大学院を出るに等しい教育を受けていなければならないのです⁽¹⁰¹⁾として、通訳人は相当高い語学力が必要であると述べている。

このような能力・適格性を有した通訳人を少数原語に至るまでくまなく確保することは難しいだろうが、裁判所では高裁単位で名簿を作成して、法廷通訳人の確保を図っている。通訳人になろうとする者には、事前に裁判官が候補者面接し、通訳人としての能力、資質、適性を確認するとともに、法廷での手続きの流れやよく使用される法律用語、通訳人としての心構えなどを説いたハンドブックを渡す。その後実際に法廷傍聴をしてもらうなどしてから公判廷で通訳を行う。しかし、実際に行われている通訳人の採用方法は、簡単な面接を受けるだけのこともあるようである⁽¹⁰²⁾。特別の資格もないし、特定の基準に従って通訳人を登録しているわけでもない。さらに、登録された通訳人に対する事前訓練や練習の機会の十分にあるわけではない⁽¹⁰³⁾。田中康代は通訳人の質について「優秀かつ良心的な方ばかりとは限らない。裁判所による語学力チェックが甘く、被告人の主張が4割程度しか通訳されていない場合もあるし、まじめに取り組んでないと思われる通訳人もいるという」⁽¹⁰⁴⁾と述べている。専門的な研修の機会がほとんどなく独自の研鑽のみに頼っている現状では、通訳人の能力にかなり差があるのは当然であろう。

公判廷では、原供述とその通訳結果とを録音した録音テープが要通訳事件のほぼ全件について保存されているから、通訳の正確性については事後的にもかなり客観的に判定しうるが⁽¹⁰⁵⁾、1984年から裁判所での英語の通訳をしている長尾ひろみは、いかに有能な通訳人であっても、日本語の特異性により、100%正確な通訳は不可能に近いが、裁判関係者がこの特異性を理解し誤訳の可能性のある言葉の使用を控えれば、「正確に近い通訳を

可能にすることはできる」⁽¹⁰⁶⁾と述べる。例えば「逮捕される時、隠そうとしましたか？」や「それで、とったの？」という文には「誰が、何を」という部分が抜けているので、そのまま訳すことは難しいと指摘し、被害者が男性なのか女性なのか、単数なのか複数なのかわからないようなやり取りの文章は（彼女のようなベテラン通訳人でも）戸惑うことがある⁽¹⁰⁷⁾と指摘している。したがって、訴訟関係人は、「通訳言語の特質を十分理解したうえで、誤解の生じない日本語を使う必要があるし、通訳人はこの危険性を知ったうえで、曖昧なものはそのまま訳せずに、省略されている単語などが分からないことを裁判官に伝えなければならない」⁽¹⁰⁸⁾のである。また、被告人が、意味がわからずに、あるいは意図的に質問に対して嘸み合わない答えをすることがある。このようなとき、通訳人の任務としてそのまま通訳するのが正しいが、質問者に、この通訳人は「本当にきちんと通訳しているのか」と思われているのではないかと危惧する通訳人もいる。水野かほるが司法通訳人に対して行なったインタビュー⁽¹⁰⁹⁾でも、「否認事件の場合は被告人の話がチンプンカンプンで素人目に見てもおかしいと思うが、言うとおりに伝えるしかない」という意見があった。一般に通訳人は、発言者の外国語を整った日本語にして伝えるものである。発言者が戸惑ったり、言葉足らずできちんとした文章になっていなくても、円滑なコミュニケーションが図れるように、足りない言葉を補い、より適切な表現に変化させて訳文を出している。しかし、法廷通訳人に望まれるものは、より望ましい言葉を選び出す技量や美しい日本語を話すことではなくて、被告人の発言を正確にそのまま伝えることである。法廷という特殊な場で、どんな言葉が飛び出すのか予測がつかず、場合によっては被告人の人生も左右しかねないという重圧を感じながら、被告人の発言を含む訴訟関係者の発言を1人で訳さなければならないのである。被告人の発言が「チンプンカンプン」で、相手に伝わってないことを感じると、自分の通訳が間違っていると受け取られるのではないか

という不安を感じながらの通訳は、大きな負担になるであろう。

法廷通訳人には日本語を母語とする法廷通訳人の他に、被告人と同じ母語を話す通訳人がいる。どちらが良いのか一概には言えないが、外国語を母語とする通訳人の場合には日本語を母語とする通訳人とは別な問題が起こる可能性がある。例えば同音異義語である。「被告人は、研いでいた包丁で、その人をさしたのか」という文章を音だけで聞いていると「指す」なのか「刺す」なのかわからない。「弁護士は通訳人が訳す前に、誤解の可能性を察知してこの『刺す』ではなくこちらの『指す』ですよと漢字を空に描いて説明したが、そのときの通訳はタイ人であったがために、漢字がわからず、その弁護人の注意が分からなかった」⁽¹¹⁰⁾という例がある。また、法律の知識もあり、すでにベテラン通訳として評判のある中国人は、刑事事件の通訳をするなら日本語を専門に勉強し、なお少なくとも5年以上の日本滞在の経験がなくては出来ないと切り切る⁽¹¹¹⁾。さらに、被告人の出身地によって、同じ言語を用いても、通訳人の知っているような辞書に載っているものと同一の意味で使われたとは限らないので、常に注意深く通訳を行なうことが必要になる。

通訳は対象者の母語で行われるのが望ましいが、必ずしも母語でなくてもその者の「理解する」言語であれば違法にはならないとされている。しかし、理解するか否かの判断が微妙な場合も⁽¹¹²⁾あるので、本当に通じているのか、疑わしい場合には消極に判断すべき⁽¹¹³⁾であろう。

江橋崇は通訳人の語学力について、「裁判所、検察官、弁護人のいずれもがチェックできるように、通訳として選任するとき、その後の公判のなかで質問する機会を設けることが必要であろう」⁽¹¹⁴⁾と述べているが、現実には「原審、控訴審ともに裁判所から『通訳人を試すような質問をしてはいけない。侮辱するような質問もしてはいけない。』と強く指示され」⁽¹¹⁵⁾た弁護士もおり、実際に公判廷で通訳人に自由に質問をすることは難しいようである。

通訳人の正確性をその場で確認するための方法として、水野真木子はチェック・インタープリター制度の導入⁽¹¹⁶⁾が有効であるとする。法廷通訳人の数を何人にするかという点については明文の規定はないので、それを採用するかどうかについての判断は裁判所の裁量ということになる。この点、法廷通訳制度は、裁判所が選任した通訳人の能力への信頼が前提になっているものである⁽¹¹⁷⁾から、チェック・インタープリターの同席は、当然に認められるものではない。また、チェックする側としても、同業者のミスを発見する仕事はやり難いであろうし、法廷通訳人自身も、常に自分の発言をその場で直される可能性があるとしたら、そちらに気をとられて、本来の通訳業務が疎かになってしまう可能性も否定できない。一方で、かなり古い例ではあるが、東京裁判の通訳人は「通訳が間違っているとブザーを鳴らし赤い電気をつける。その度に訂正しましたから、大きな誤訳はなかったと思います」⁽¹¹⁸⁾と述べており、関係者の理解が得られれば、通訳内容をその場ですぐにチェックできる者が同席する効果は大きいようである⁽¹¹⁹⁾。

(3) 通訳人の・倫理性・中立性

通訳は必ずしも機械的なものではなくて、各通訳人が、その言葉の持つイメージを自分の持つ通訳言語のイメージに合うように訳すことにより行われるのであるから、訴訟関係者のいずれかに肩入れしてしまうと、積極的に偽った内容の通訳をしなくても、無意識のうちに被疑者・被告人に対して必要以上に有利または不利な通訳を行ってしまうことになる。また、「専門用語の知識がないための失敗もある。中立な立場で訳さなければならないのに、『この被告人は人を殺した』という先入観が先にたち、『殺人』と『過失致死』や『未必の故意』の意味が分からず、その裁判の争点が見えないままで、言葉だけの通訳をしてしまっている。こうなると、『被害者を包丁で刺しましたか。』と聞かれても、『刺した』=『殺した』ととってしまう危険性が大いにある。これは言語能力の欠如ではなく、法廷通訳人とは何を留意しなければならないのかのトレーニングの欠如であ

る」⁽¹²⁰⁾という指摘もある。

このような通訳人に関する問題を解決する方法として「通訳人に対する資格制度」が必要なのではないかという意見がある⁽¹²¹⁾。また、裁判所に職員としての通訳人を配置する必要があるのではないかという声もある。前者に対し、「少数言語については現状では到底不可能である。通訳の絶対数が非常に少ない現状で、資格試験を行う場合、そのスタンダードはどうするのか、誰が判断するのか等々の問題があり、現時点でのこのような主張は裁判を断念せよということにもなりかねないであろう」と述べ、後者に対して、「特に必要があるのは少数言語についてであることを考えると、その養成方法等について問題があって現実的ではないと思われる」⁽¹²²⁾と批判的な見解も強い。しかし、はじめから全ての言語について対応できなくても、使用頻度の高い中国語の通訳人を裁判所職員として養成していくことは可能ではないだろうか。長尾ひろみらは、アメリカの司法通訳制度を日本にも導入すべきと強く主張している⁽¹²³⁾が、現段階でまだ立法化への動きはない。

4. アメリカ合衆国の司法通訳制度

アメリカ合衆国では、1960年代になると公民権運動が盛んになり、それまでのマイノリティーが自分たちの権利主張を始めるようになった。1968年の公民権法（Civil Right Act）や同年の二ヶ国語教育法（Bilingual Education Act）などの連邦法成立が続いた⁽¹²⁴⁾。こうした中、1970年に、第二区連邦控訴裁判所は、ある殺人事件の裁判で、合衆国での滞在歴が数ヶ月しかなく、貧困で、学歴も低く、英語も理解しないし話せないという被告人に通訳のサービスが与えられなかったことを問題視して、有罪判決を破棄した⁽¹²⁵⁾。この事件の後も通訳人の質が問題となるような事件が続き⁽¹²⁶⁾、こうした人びとの被る「社会生活上の不利益が、彼らに対する差別であると観念されるようになったアメリカ社会の流れ」⁽¹²⁷⁾があつて、1978年、法廷通訳の質を確保するという趣旨の法廷通訳人法（Court Interpreters Act）が制定された。この法廷通訳人法の成立は、「合衆国裁判所の法廷通

訳人問題に対し画期的な一步を印すものであつた」⁽¹²⁸⁾とされている。この法律により、それまで「裁判所の裁量」で任命されていた「鑑定人」の立場の通訳人による通訳⁽¹²⁹⁾から、民事、刑事の両連邦裁判所で「資格を有する法廷通訳人」の起用が義務付けられた。この資格制度の導入により、特定の言語⁽¹³⁰⁾による高度な試験（The Federal Court Interpreters Examination）を設けることによって法廷通訳人の能力を一定水準に保っている。資格を取得した法廷通訳人は職業倫理規定（Professional Code of Conduct）⁽¹³¹⁾を守ることが要求されるようになった。同法は10年間施行されたが、1988年に改正され⁽¹³²⁾、現行連邦法として施行されている。西田時弘によると、認定通訳人は1999年末現在、スペイン語が約750人、ナヴァホ語が9人、ハイティ・クレオール語が13人存在する。大変難しい試験を突破しても、このような連邦の認定試験は最低限の資質選別しか有しておらず、有能な通訳人になるかどうかは合格後のトレーニングで決まる⁽¹³³⁾そうである。

公民権運動から始まった一連のうねりの中で成立した法廷通訳人法は英語を解さない外国人被告人に対しても英語を母語とする被告人と同じような裁判を保障することを目的としている。そのため、同法の趣旨は「法廷通訳の質の確保」にあつたが、その試験の開発費や試験の実施について難しい問題があつたようである。また、人種のつぼと言われるアメリカにあつても、試験の結果誕生したのはほとんどがスペイン語の通訳人だけである。これは、アメリカの要通訳事件の約90%を占めるのがスペイン語であるという事情によるものと思われるが、日本では、一番多い中国人が全体の45%と半分にも満たない（しかも北京語や広東語をすべて含めた中国語である）。大統領が選挙の演説でヒスパニック系の有権者にスペイン語で語りかける国のスペイン語と、通訳人どころか話せる者が少ない我が国の中国語を同列で語ることはできないのではないだろうか。確かに、資格試験があれば、「当たって砕けろ」⁽¹³⁴⁾というような心構えで法廷にやってくる司法通訳人はいなく

なるであろう。しかし、現在の我が国の状況をみると、「資格制度」を設けるまでにはかなりの時間がかかると思われる。まず現在登録されている通訳人に対する研修制度の充実から始める必要がある。

第五章 おわりに

以上、要通訳事件の現状と判例、そして実務での外国人被疑者・被告人への対応について概観してきた。

日本語に通じない外国人被疑者・被告人に対する権利保障のためには、何よりも有能かつ正確な通訳人の存在が不可欠である。田中康代は「通訳人の通訳が正確でないものでなければ、起訴状が謄本送達直後に被告人にその内容を知らしめるべく翻訳され、公判審理において冒頭手続や判決宣告を含め通訳したとしても、その内容が正確に被告人に伝わらず、自分がどのような判決を受けたのかを理解することができない。そうなれば自由権規約14条3項(a)の規定は画餅に帰すことになるし、日本語を理解する平均的な人物が正当に行使する権利を行使できなくなってしまい、これでは明らかに国際人権法上当該被告人に保障された権利を侵害されたことになる。また、公判審理にこのような通訳人が付された場合には実体的真実の発見など不可能ということになる」⁽¹³⁵⁾と指摘する。

来日外国人犯罪が増加し、日本で要通訳事件が看過できない問題として取り上げられるようになってから、20年近くが経過した。この間、特に90年代後半からの関係各機関の取り組み、この問題に対する努力は相当なものであったと思われる。しかし今なお、通訳人が問題となる場面は多い。本当に能力のある通訳人は2割程度しかいないという厳しい意見もある。その理由として、まず、通訳人の質の問題が挙げられる。これを解決するには、高い語学力と法廷通訳人としての能力を備えた通訳人の養成が必要である。既に警察や裁判所に登録している通訳人は、自らの努力や関係機

関が開催する研修に参加することによって、観光通訳とは違う司法通訳人としての研鑽を行なっているようであるが、個人主体での勉強や数回程度の研修ではとてもその「質」を確保するには至らない。裁判所などが主体となって、司法通訳人として必要な研修をある程度まとまった時間をかけて継続的に行なう必要があるだろう。

既に一部の大学院などでは「司法通訳翻訳論」等の講座を開講し、語学と司法に強い人材の養成を始めたが、このような取り組みが全国各地に広がり、職業としての司法通訳への認識が広がれば、いずれは質の高い通訳人が育成されるようになるであろう。

一方で、必要な言語の通訳人がいたとしても、会議や観光通訳としての仕事だけを行い、司法の場で活躍する人材が育たない理由として、通訳人の身分の不安定さが挙げられている。専業で司法通訳人を業とするには、いつ仕事が入るのかわからず、仕事が終わるまで（法廷通訳人の場合なら裁判が終わるまで）一体いくら支払われるのかわからず、その報酬も低く、他の通訳と比べると待遇が悪いのである。例えば、40代のある法廷通訳の年収は大学講師の報酬を加えても400万円程度しかなく、⁽¹³⁶⁾別の司法通訳人も、現在はこの仕事だけで生活をしていくのは無理だと言いつける。渡辺修も「ささいなことだが、通訳人に対する明細のない支払調書、単純な時間給、休憩時間を確保しない訴訟進行、語学力の専門的な審査のない採用、継続的な語学研修の欠落、疑義のある法廷通訳人であっても裁判所が途中解任を嫌う傾向などをみると、裁判所の運用上通訳人はボランティア程度でよいとする姿勢が色濃い」としてその不透明な報酬や運用方法について指摘している⁽¹³⁷⁾。通訳というのは、単に縦のものを横にするだけ、あるいは、言葉さえできれば、誰でも通訳人になれるという認識の訴訟関係者の中で、「何とか通じればいい、日常会話さえできればその程度でいい」⁽¹³⁸⁾という状況下で通訳を行なうこともある。

裁判員制度が始まると、通訳人の言葉はより重さを増すであろう。陪審員の例であるが、通訳人

が裁判に与えた影響を示すものとして「メルボルン事件」⁽¹³⁹⁾は記憶に新しい。この事件の被疑者であった日本人たちは、事件への関与を否認したが、後に検証されたところによると、捜査段階の通訳には多くの不備や間違いがあり、本当は事件に関与しているのに、それを隠そうとしているように見えたようである⁽¹⁴⁰⁾。

渡辺修は、通訳人の誤った説明が介在しているため、リーダーやツアー仲間との親しい関係をごまかし、いい加減な答えをした印象が残ると指摘し「英語のわからない本人は、通訳人と捜査官とのやり取りの意味については気づいていない。そして、こんな応答が後に陪審裁判で本人の有罪・無罪を決める証拠の一つになっている」⁽¹⁴¹⁾と述べている。

陪審員は、被告人の話す意味のわからない「外国語」ではなく、通訳人の話す「母語」を聞いて心証を形成していくのではないだろうか。裁判員制度の下でもこの事件と同じようなことが起らないという保障はない。メルボルン事件の場合は、捜査段階の取調べの様子がビデオテープで録画されており、後に検証が可能であったが、現在の日本ではそれもできない。ある通訳人は、通訳人がその気になれば、裁判を左右することもできるといふ可能性を示唆し、また別の通訳人は、「通訳人のパフォーマンスや表情等が法曹三者に与える印象を通訳人は知っておかないと、非常に危険な結果を生じうるので怖い」⁽¹⁴²⁾と、その影響の大きさについて述べている。

要通訳事件は、「刑事訴訟手続に関与するすべてに刑事裁判の原点を見据える契機を与えてくれている」⁽¹⁴³⁾のである。法制度が変わらない中で、その運用だけで外国人の刑事手続上の人権をより手厚く実質的に保障し、適正かつ迅速な裁判を実現するための方策を、刑事手続に関与するひとりひとりが各自の立場で何ができるかを真剣に考え、模索し、行動する時期に来ていると思われる。裁判員制度が始まる前に最低限、1. 捜査機関は、（捜査機関の通訳人でも、民間通訳人でも）公平で中立的な通訳人によって取調べを行

なうこと、そのために取調べの様子が後に「調書」や「通訳人の証言」ではなくて「音声」で検証できるようにすること、2. 公判廷では、どの言語のどのような通訳人が付いても「均一に近い」通訳サービスを受けられるようにすること、そのための研修制度を充実させること、そして、3. 要通訳事件における通訳人の立場の整備、が必要であると思われる。

法曹関係者は、今一度、通訳人に対する処遇などの改善の問題と被疑者・被告人が通訳人の適切・適正な通訳を受ける権利の重要性、及び両者が車の両輪のように密接な関連性を有していることを認識すべきであろう。

後注

- (1) 田中康代「人種的文化的多様性と刑事司法の役割」犯罪と刑罰16号（2004年）28頁。
- (2) 入国管理局ホームページ・
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/NYUKAN/index.html>。
- (3) 昭和62年警察白書。警察白書ホームページ・
<http://www.pdc.npa.go.jp/hskusyo/index.htm>。
- (4) 平成2年警察白書。前掲（注3）。
- (5) 1989年2月6日早朝、東京都北区の4階建てマンションの一室にパキスタン人数人が侵入し、中にいた4名の男性のうち同国人2名を襲い、現金やじゅうたんを奪った。彼らはワゴン車に乗って逃走したが、通報を受けて駆けつけたパトカーの追跡にあい、途中、車を乗り捨てて散り散りに逃げた。さらに捜索を続けた二台のパトカーに、チャタとジャーヴェードが別々に発見され、現場近くの王子署へ連行され、マンションに居合わせた被害者の弟に面通しの上緊急逮捕した（主犯は逃亡した）という事件である。第一審の東京地裁の判決は、被告人ジャーヴェードにつき1989年6月14日宣告、被告人チャタにつき1989年6月14日宣告（主文のみ）、被告人チャタにつき1989年6月16日宣告（その余）「被

- 告人兩名をいずれも懲役4年に処する。被告人兩名に対し、未決拘留日数中各60日をそれぞれの刑に参入する」というものであり、チャタについての判決言渡しは2回に渡っている。これに対して、被告人が控訴したが、東京高裁は1990年6月26日、本件控訴を棄却した。森下忠「チャタ事件（視点）」法令ニュース29巻2号（1994年）26～29頁。
- (6) 桜木和代「外国人事件と刑事手続き」刑法雑誌33巻4号（1994年）824頁。
- (7) 森下・前掲論文（注5）26頁。
- (8) 諏訪勝「48日間の「自由」の果てに一ある外国人裁判からみえたもの」法学セミナー35巻8号（1990年）53頁。
- (9) 法務省法務総合研究所編『平成15年版犯罪白書』73頁以下。
- (10) 本稿では、捜査機関に属している通訳人以外の通訳人で、日本語に通じない被疑者・被告人のために付された通訳人のことを「民間通訳人」あるいは「部外通訳人」と表記する。
- (11) 兼安シルビア典子「外国人被疑者・被告人と通訳の問題—法廷外で通訳人を介在させて作成した供述調書を中心に—」国際開発フォーラム11号（1999年）97頁。
- (12) 日本において話者が少ないという意味での少数言語である。
- (13) 長尾ひろみ「司法通訳の公的資格制度を目指す立法を」法学セミナー45巻10号（2000年）1頁。
- (14) 浅田和茂「外国人裁判と刑事手続」ジュリスト1000号（1992年）237頁。
- (15) 民野健治「最近の来日外国人犯罪について」犯罪と非行141号（2004年）26頁。
- (16) 竹智秀弘「来日外国人犯罪の現状と対策」法律文化14巻2号（2002年）22頁。
- (17) 田中康代「国際人権法における通訳人を求める権利について—ヨーロッパ人権条約での先例と我が国の先例」法と政治47巻4号（1996年）807頁。
- (18) 本案判決は、札幌地判1991年11月25日判タ787号285頁。
- (19) 入江猛「捜査官が通訳人を同行せず外国人の居宅に対して捜索差押手続を行ったことにつき、違法はないとされた事例」研修601号（1998年）27頁。
- (20) 現在では、各言語で勾留質問手続についての説明文が用意されている。
- (21) 田中康代「法廷通訳の正確性が争われた事例」法と政治49巻1号（1998年）108頁。
- (22) 中川清明「通訳人及び通訳の正確性の確保」藤永幸治編『シリーズ捜査実務全書⑮国際・外国人犯罪』（東京法令出版、1998年）58頁。
- (23) 安富潔「日本語を理解できない被告人に対する起訴状謄本送達」法学教室128号（1991年）93頁。
- (24) 田中・前掲論文（注17）825頁。
- (25) 矢村宏「起訴状の訳文添付」『新実例刑事訴訟法Ⅱ』（青林書院、1999年）89頁。同旨のものとして、馬場義宣「日本語を解さない外国人の被告人に対する起訴状謄本の際の翻訳文添付の要否」研修515号（1991年）29頁、安富潔「起訴状謄本の送達と翻訳」『ジュリスト平成3年重判解説』（1992年）192頁、椎橋隆幸「外国人被告人と起訴状」『ジュリスト刑訴判例百選（第6版）』（1992年）76頁等がある。
- (26) 浅田・前掲論文（注14）241頁。
- (27) 能勢弘之「日本語を理解できない被告人に対する起訴状謄本送達の際に翻訳文が必要か」判例時報1379号（1991年）59頁。
- (28) 矢村・前掲論文（注25）92頁。
- (29) 中山隆夫「要通訳事件外国人刑事事件と裁判所の取り組み」自由と正義44巻1号（1993年）46頁。
- (30) 馬場・前掲論文（注25）31頁。
- (31) 田中・前掲論文（注17）825頁。
- (32) 中川清明「通訳人及び通訳の正確性の確保」前掲書（注22）60頁。
- (33) 萩原昌三郎「外国人の供述調書」判例タイムズ820号（1993年）25頁。

- (34) 萩原・前掲論文(注33) 29頁。
- (35) 萩原・前掲論文(注33) 30頁。
- (36) 島根悟「外国人被疑者と捜査手続をめぐる諸問題—裁判例を素材として—」警察学論集45巻10号(1992年) 10~12頁。「ただ、実際問題としては、領事館は多忙等の理由により自国の被疑者と時間をかけて接見することはあまりなく、また、被疑者自身も領事館への通報を希望しない場合も多いので、警察としてできる限りの便宜ははかるべきであろう。」と述べる。
- (37) 田中康代「法廷通訳の正確性が争われた事例」法と政治49巻1号(1998年) 108頁。
- (38) 加藤克佳「外国人事件における通訳の適正」『ジュリスト平成7年度重要判例解説』(1996年) 174頁。
- (39) 大野裁判官は、補足意見として(法廷意見は、出入国管理行政上の義務と刑事司法の要請に一つの調整点を示すものである、としながらも)「今日のような外国人の出入国が日常化し、これに伴って外国人の関係する刑事裁判が増加することを刑訴法は予見しておらず、刑訴法と出入国管理及び難民認定法には、これらの問題点について調整を図るような規定は置かれていない。このような法の不備は、基本的には速やかに立法により解決されるべきである。しかしながら、現に生じている刑事司法における困難を放置しておくことは許されず、裁判所、検察官、弁護人ら訴訟関係者の努力と相互の協力により、できる限り退去強制される外国人に対する証人尋問の機会をつくるなど、公正の観念に基づく真相究明を尽くしていくほかはないと考えるものである」と述べている。
- (40) 小黒和明「強制退去により出国した者の検察官面前調書の証拠能力(最決1995. 6. 20刑集49. 6. 741)」研修603号(1998年) 64頁。
- (41) 本田守弘「刑事訴訟法321条1項2号前段の『供述者が国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき』と強制退去手続の関係(最高裁1995年6月20日第三小法廷判決)」警察学論集48巻10号(1995年) 216頁。
- (42) 津田賛平「強制退去により出国した者の検察官面前調書の証拠能力について(最高裁1995年6月20日第三小法廷判決(判時1544号128頁))研修573号(1996年) 21頁。同旨のもととして、上野友慈「刑事訴訟法321条1項2号前段の『国外にいる』という要件と退去強制手続の関係—最高裁第三小法廷1995年6月20日判決—」法律のひろば48号10巻(1995年) 58頁。
- (43) 本田・前掲論文(注41) 214頁。
- (44) 堀江慎司「証人審問権と検面調書—最判1995. 6. 20刑集49巻6号741頁」法学教室256号(2002年) 38頁。
- (45) 清水真「判例研究(2)」法学新報103号(1997年) 244頁。
- (46) 加藤克佳「強制退去によって出国した者の検察官に対する供述調書の証拠能力」法学教室183号(1995年) 89頁。
- (47) 甲斐淑浩「実務判例評釈 捜査段階において、タイ人である被告人らを取調べた際、タイ語で通訳を行なったタイ人の通訳人について、通訳としての適格性ないし通訳能力を肯定した例」警察公論54巻1号125頁。
- (48) 中川・前掲論文(注32) 60頁。
- (49) 馬場義宣「判例研究 通訳の適正手続をめぐる最近の裁判例」研修37号(1993年) 35頁。
- (50) 多和田隆史「来日外国人犯罪の動向と刑事手続の課題(刑事法ノート174)」判例タイムズ827号(1993年) 22頁。
- (51) 差戻し審は、神戸地判1994年5月12日判タ879号284頁。
- (52) 中川・前掲論文(注32) 59頁。
- (53) 中山隆夫「要通訳事件外国人刑事事件と裁判所の取り組み」自由と正義44巻1号(1993年) 42頁。

- (54) 田中康代「タイ人である被告人らの捜査段階における自白調書は、タイ語に関する通訳能力を欠く通訳人を介して行われたものであるから、内容に誤りがあり信用性を全て否定すべきであるとの主張が排斥された事例」甲南法学39巻1・2号(1999年)99頁。
- (55) 寺川潔「ルポ下館事件 囚われの法廷」季刊刑事弁護4号(1995年)83頁。
- (56) 長尾・前掲論文(注13)3頁。
- (57) 中川・前掲書(注22)84頁。
- (58) 中川・前掲書(注22)85頁。
- (59) 島根悟は、そもそも被疑者の理解する言語が必ず判明するとは限らないし、判明したとしても通訳人を直ちに確保できるものでもないとして述べている。島根・前掲(注36)2頁。
- (60) 川畑毅「外国人被疑者の弁解録取手続」前掲書(注22)90頁。
- (61) 同様の裁判例として、東京高判1990年11月29日高刑集43巻3号202頁。
- (62) 1990年12月28日発出及び1991年4月22日発出最高裁事務総局刑事局長から各裁判所長へ発せられた書簡、1991年1月29日付警察庁長官官房総務課留置管理官からの事務連絡。安富・前掲論文(注25)192頁参照。
- (63) 判事の秋山敬は「通訳を要する外国人被告人に対しては、公訴提起の後、法廷通訳を依頼する予定の通訳人に起訴状記載の公訴事実の翻訳をお願いし、被告人に対し公訴事実の要旨の翻訳を送ることになっている」と述べている。秋山敬「外国語通訳を要する刑事手続についての雑感—日本語事件へのリフレクション—」神戸学院法学26巻4号(1996年)813頁。
- (64) 例えば東京地裁ではこの他にも、裁判手続説明文書及び罪名通知書(日本語の説明文とその訳文)、通訳の要否に関する照会書(裁判所は、最も適切な通訳言語の選択を可能にするなどの目的で、被告人に対し、法廷通訳の希望の有無及び通訳を希望する言語について照会書を送付し、弁護士選任照会回答書と共に返送してもらっている)などの書面が送付されるようである。田中康郎「外国人刑事事件の裁判上の問題点と対策」法律のひろば48巻1号(1995年)34~35頁。
- (65) 前田昌宏「被疑者・被告人が日本語に通じない場合の進行管理」書研所報41号(1996年)36頁。
- (66) 松田章=安田潔「ドイツ連邦共和国における外国人と外国人犯罪(1)」法の支配100号(1995年)15頁。
- (67) 松田章=渡邊俊子「フランス共和国における外国人と外国人犯罪(2)」法の支配101号(1996年)85頁。
- (68) 松田章=吉田智子「アメリカ合衆国における外国人と外国人犯罪(3)」法の支配103号(1996年)63頁。
- (69) 松田章「外国人犯罪の処分と外国人犯罪の処遇—法務総合研究所の調査結果から」警察学論集48号2巻(1995年)28頁。
- (70) 大阪弁護士会の場合は、先に当番弁護士の出勤予定時間を確認した上で、事務局で通訳の確保をおこなっているとのことである。大木和弘=金竜介=児玉晃一=関聡介『外国人刑事弁護マニュアル(改訂版)』(現代人文社、2003年)16頁。
- (71) 松田・前掲論文(注69)17頁。
- (72) 川畑毅「外国人被疑者の接見」前掲書(注22)97頁。
- (73) 田中・前掲論文(注64)35~36頁。弁護士が通訳人を同行し、拘置所で被告人と接見する際の通訳人の身分証明について「(東京)拘置所側から、同行した者が通訳人であることの証明書を求められることがある。弁護士が、法廷通訳人を同行して接見する場合には、弁護士の申請により、裁判所においてその旨の証明書を発行し、(弁護士)自らが依頼した通訳人を同行して接見する場合には、弁護士の申請により、裁判所においてその旨の証明書を発行し、弁護士から通訳人を同行する旨の上申書を裁判所に提出してもらい、裁判所に

において拘置所に対する依頼書を発行して接見が円滑に運ぶような配慮をしている。」と述べている。

- (74) 田中・前掲論文(注64) 36頁。
- (75) 長尾ひろみ「法廷通訳人からみた外国人事件の現状と課題」自由と正義48巻10号(1997年) 63頁。
- (76) 勝丸充啓「外国人被疑者の取調べ」前掲書(注22) 108頁。
- (77) 中川・前掲論文(注32) 60頁。
- (78) 例えば、2004年度は千葉県警や富山県警などで、留学経験のある者を「国際捜査官」として募集した。
- (79) 島根悟「外国人犯罪をめぐる刑事手続の諸問題(国際化と法—国際化と犯罪4)」法学教室142号(1992年) 8～9頁。
- (80) また、警察での取調べにおいて、被疑者が興奮していることなどから、民間通訳人たちが事件の生々しさを最も鮮烈に感じ、大きなショックを受けるという報告もある。富坂聰「通訳が見た外国人犯罪事情」中央公論(1994年4月号) 145頁。
- (81) 加藤申弥「外国人犯罪処理の留意事項—領事館通報・領事館の訪問通信権と通訳に関する留意事項について—」KEISATSU KORON 56巻11号(2001年) 16頁。
- (82) 中川・前掲論文(注32) 58頁。
- (83) 水野真木子は通訳人の立場から、「取調べの可視性というものが保証されるようにならない限り、通訳の正確性に関する問題も常に闇の中」と述べている。水野真木子「司法通訳資格認定制度の可能性について」ジュリスト1078号(1995年) 101頁。
- (84) 米倉 勉=生駒 巖「捜査段階における問題点」法と民主主義242号(1989年) 7頁、浅田・前掲論文(注14) 237頁等。
- (85) 島根・前掲論文(注79) 8～9頁。
- (86) 島根・前掲論文(注36) 14頁。
- (87) 松本時夫「外国語による調書」『ジュリスト刑訴百選5版』(1986年) 184頁。
- (88) 勝丸充啓「外国人供述調書の作成方法(何語で作成するのか)」前掲書(注22) 125頁。
- (89) 島根・前掲論文(注79) 8～9頁。
- (90) 秋山・前掲論文(注63) 821頁。
- (91) 島根・前掲論文(注79) 8頁、
- (92) 浅田和茂「外国人事件と刑事司法—概観」刑法雑誌33巻4号(1994年) 781頁。
- (93) 大阪地判1983年1月28日判時1089号159頁も同旨である。
- (94) 勝丸・前掲論文(注88) 126頁。
- (95) 長井秀典によると、公判廷で日本語に通じないもののために付される通訳人には、起诉状朗読、黙秘権告知、冒頭陳述、証拠調べの結果、論告、弁論、判決その他の手続を外国語に通訳し、被告人の訴訟行為を日本語に通訳する「公判通訳人」と、証人等の人証(人証には証人の他に鑑定人がある。鑑定人についても同様)に付される「証拠通訳人」とに分けられるが、本稿で「通訳人」、あるいは「法廷通訳人」という場合には、「公判通訳人」を指す。長井秀典「刑事訴訟における通訳人の法的性質」書研所報43号(1998年) 66頁。
- (96) 公判廷における通訳人の通訳のことを一般に「法廷通訳」という。
- (97) 瀬野俊之「通訳を受ける権利に関する一試論」法と民主主義242号(1989年) 11頁。
- (98) 富坂・前掲論文(注80) 145頁。
- (99) 水野かほる「司法通訳の正確性—司法通訳人に対するグループ・インタビュー調査から—」『平井勝利教授退官記念・中国学・日本語学論文集』(白帝社、2004年) 596頁。
- (100) 瀬野・前掲論文(注97) 11頁。
- (101) 渡辺修「ボランティア対プロフェッショナル—司法通訳2つのモデル」前掲書(注70) 72頁。
- (102) 兼安・前掲論文(注11) 97頁。また、札幌の場合、通訳人になろうとする者は語学学習歴や学歴などを書いた身上書を提出し、その後、高等裁判所の判事による裁判所で面接を

受け、合格すると登録されるようである。面接では、通訳ハンドブックの日本語記載部分を外国語で読ませ、それを面接を行う判事が聞いて通訳人としての資質などをみるようである。

- (103) 実際に研修を受けた韓国語の法廷通訳人池田和彦によると、「法廷通訳人の研修は大阪高裁管内の各地裁から推薦された通訳人希望者7, 8名ほどが大阪高裁に集まり実施された。午前中は一般的な刑事手続の説明と通訳人としての心得、注意事項などが説明。午後には裁判傍聴と法廷通訳経験者とのディスカッション」と一日で修了しているようである。池田和彦「外国人と裁判—法廷通訳人の目をとおして」月報司法書士385号(2004年)22~31頁。
- (104) 田中康代「刑事手続きにおける通訳・翻訳を求める権利についての考察—国際人権法の先例を中心に」法と政治48巻2号(1997年)94頁。
- (105) 杉田宗久「通訳の正確性と異議」前掲書(注25)290頁。
- (106) 長尾ひろみ「日本の法廷通訳の難しさ(和文)」聖和大学論集・人文学系(通号26B)(1998年)83頁。
- (107) 長尾・前掲論文(注106)81~83頁。
- (108) 長尾・前掲論文(注106)81頁。
- (109) 水野・前掲論文(注99)600頁。
- (110) 長尾・前掲論文(注106)81頁。
- (111) 富坂・前掲論文(注80)148頁。
- (112) 被疑者が英語が第一言語ではないのに英語の通訳人が付いて、それが被疑者、被告人に100%通じているのか疑問だとする例で、「あるフィリピン人が殺人事件を起こしてそれが故意にやったのか、故意にやったのではないのかが問題になった有名な事件があります。“an intention”(意図)をもってやったのか、という質問に対して、被疑者は、“unintentionally”(意図的ではなく)と言われたのであると勘違いして“Yes”と答えてしまい、故意にやったと自白してしまったということですが、これはネイティブ・スピーカー同士だったら決して起こるはずのない問題です。」水野真木子/訳「外国人事件と英語通訳」神戸学院法学25巻3号(1995年)152頁。
- (113) 堀江慎司「外国人犯罪と刑事手続」ジュリスト1148号(1999年)198頁。
- (114) 江橋崇「立ち遅れた法廷通訳制度」法学セミナー35巻8号(1990年)40~43頁。
- (115) 加城千波「偏見と通訳不備による強盗殺人の認定」季刊刑事弁護(1997年)10号117頁。
- (116) 水野・前掲論文(注83)101頁。
- (117) 田中康郎「外国人事件における正確な法廷通訳の実践と適正な訴訟運営」『中山義房判事退官記念・刑事裁判の理論と実務』(成文堂, 1998年)157頁。実務上、これが正式に認められた事例は数例しかないそうである。
- (118) 岡孝「保身に走った「えらい為政者」法廷通訳の証言」This is 読売9巻7号(1998年)116頁。
- (119) 田中康郎は「現実にこのような要請がある場合は、法廷通訳人の的確性の問題が伏在している」と述べる。「言語によっては、通訳人を変更するにしても、他に十分な経験と能力を有する通訳人を確保できず、事案の性質上、現在の通訳人による場合にはチェックをしないと被告人の側に不安が残るといった事例がありえないわけではない」ということである。田中康郎 前掲論文(注117)157頁。
- (120) 長尾・前掲論文(注75)63頁。
- (121) 瀬野・前掲論文(注97)12頁。
- (122) 中山・前掲論文(注28)47頁。
- (123) 例えば、「米国のレベルまでいきつくには相当かかるでしょうが、(立法に向けた)ロビイングではさしあたり3つの法律を提案しています。まず、『司法通訳士の法的地位の確立に関する法律』。司法通訳士という公的資格を新設すること。それから『司法通訳の研修、審査、証明制度に関する法律』。これは、

法務省が最高裁や関係省庁と連携して、知識・技能・倫理に関する審査と証明を行う司法通訳士試験事業を実施する。もうひとつが『司法通訳士の職業倫理に関する法律』で、守秘義務や中立義務、助言の禁止など。もちろん、捜査通訳の録音や被疑者・被告人の通訳人解任権、複数通訳のモニタリングの制度化、…重要課題は山積みしています。司法通訳人の公的制度を通じて、こうした改革を織り込めればと考えています。」として、具体的な立法に向けての活動をしているようである。長尾・前掲論文(注3) 3頁。

- (124) 長尾ひろみ「刑事裁判における法廷通訳」聖和大学論集・人文学系24号(1996年) 57頁。
- (125) U.S.ex .rel.Negron v. N.Y. 310 F. Supp. 1304 (E.D.N.Y 1970) ロジェリオ・N・ネグロンは、プエルトリコ出身の合衆国市民(スペイン語が母語)であり、就労のために数ヶ月滞在したことがあるだけの農場で、飲酒の上同僚とけんかになり、同僚を殺してしまった。事件後直ちに逮捕され、殺人で起訴され、第二級殺人で懲役20年～終身の刑が宣告された。彼は教育が不十分であり、英語を話すことも理解することもできなかった。また、彼の弁護人は、スペイン語を理解できなかったため、裁判で行なわれていることが理解できなかった。裁判所は、これは、合衆国憲法修正6条の反対尋問権の保障を害しただけでなく、被告人の在廷権そのものの否定であり、弁護人依頼権の侵害でもあると判断し合衆国憲法修正6条は英語を話せない被告人が刑事手続において公費で同時通訳の援助を受ける権利を認めており、裁判所は、その権利の存在について公判開始前に被告人に告知する義務を負うのである。本件の被告人の態度は、この権利の内容を十分に理解したうえでの権利放棄であるとは到底言えない、と判断した。
- (126) 外国生まれのアメリカ市民で英語が不自由な者が、ヘロインの密売に関連して起訴された事件 (U.S.v Carrion,488 F.2d 12 (1973) や、手話通訳の例だが、ある強姦事件の裁判で、言語障害の被害者の通訳に警察官の通訳が付いたが、その翻訳に問題があったとされる事件 (In Commonwealth of Virginia v. Edmonds (1976) U.S. Code Cong. and Adm. News, p.4652,4655) など。
- (127) 江橋崇「裁判を受ける権利と通訳を求める権利—コモン・ロー諸国における捜査通訳・法廷通訳」法学志林87巻4号(1990年) 57頁。
- (128) 岡部泰昌「アメリカ合衆国の法廷通訳人に関する問題—1978年の合衆国裁判所通訳人法」阪大法学157・158号(1991年) 734頁。
- (129) 1968年のFederal Rules of Civil Appellate Criminal Procedure28 (b) による。長尾・前掲論文(注124) 57頁参照。
- (130) 現在連邦の通訳人認定試験が行なわれているのは連邦の要通訳事件の92%を占めるといわれているスペイン語のみである。西田時弘「アメリカ合衆国連邦裁判所における法廷通訳人制度の現状と展望」ジュリスト1186号(2000年) 92頁。
- (131) 長尾・前掲論文(注124) 58頁。14条に渡って、誠実義務、中立義務、協力義務などの法廷通訳人の守るべき職業倫理規定が記されている。
- (132) 改正の要点については、江橋・前掲論文(注127) 59～60頁参照。
- (133) 西田・前掲論文(注130) 93～96頁。
- (134) 池田・前掲論文(注103) 22頁。
- (135) 田中・前掲論文(注17) 826頁。
- (136) ロー・フォーラム「法廷通訳の「不合理」」法学セミナー49巻4号(2004年) 125頁。
- (137) 渡辺修「外国人の居る刑事裁判」現代刑事法29号(2001年) 63頁。
- (138) 水野・前掲論文(注83) 155頁。
- (138) 水野・前掲論文(注83) 155頁。
- (139) 1992年6月17日、日本人7人のツアーがマレーシアのクアラランプール経由でオーストラリアのメルボルンに到着した。うち4名のスーツケースが二重底になっていて中からへ

ロイン13キログラム発見された。ツアー参加者のうちスーツケースの持ち主4名とリーダーが薬物密輸の疑いで有罪（1人は懲役25年（控訴審で20年に減刑）、残る4人が懲役15年）とされ、服役した。関係者は「メルボルン事件」と呼び、冤罪も疑われている。メルボルン事件については弁護士団ホームページ <http://meibosaka.com/> 参照。

- (140) 例えば、「弁護士を呼ぶことができる」ということを伝えるときに、通訳が弁護士のことを弁護士と訳せず「えーと、法律のですね、関係した人に連絡をとりたいですか」という発言になった。さらに「あなたはそういう話をでっちあげたのか」という質問されたのに、通訳人が「でっちあげる」を意味する“make up”をでっちあげと訳さずに、「そういうふうなことだというふうに、言っただけですか」と訳してしまったため「でっちあげたのか」という質問に「はい」と答えてしまい、もう一度確認されて「いいえ」と答える混乱が生じた。そして「レストランを出た後は何をしましたか」という質問や、「車のところに移

ったときに何かありましたか」を、「車のところに戻ったときはどうしましたか」、「レストランを離れるときに、何があったんですか」と訳してしまい、それに対する答えが「何もないです」となっており、まるで、供述をわざと拒否しているように聞こえてしまった。渡辺・前掲論文（注138）60頁以下参照。

- (141) 渡辺・前掲論文（注138）60頁。また、江橋崇は、オーストラリアの裁判について、「法廷外で通訳を介して得られた証拠については、誠実な翻訳であったという通訳者の宣誓さえあれば許容するという線にまとまっているとあってよい。英語で調書が作られ、それを、資格も能力も定かでないものが被疑者に翻訳し、その翻訳は一切記録が残されていないので、十分に理解できない英語の調書にサインを求められる。誤訳からの保障はない」と述べる。江橋・前掲論文（注127）32頁。

- (142) 水野・前掲論文（注99）602頁。

- (143) 田中・前掲論文（注117）191頁。

（たなか やすは 北海道大学法学研究科修士課程修了）